

第4章

まちづくりの推進のために

ここでは、第2章の基本方針に沿って
効果的にまちづくりを推進させるための仕組みを示しています。

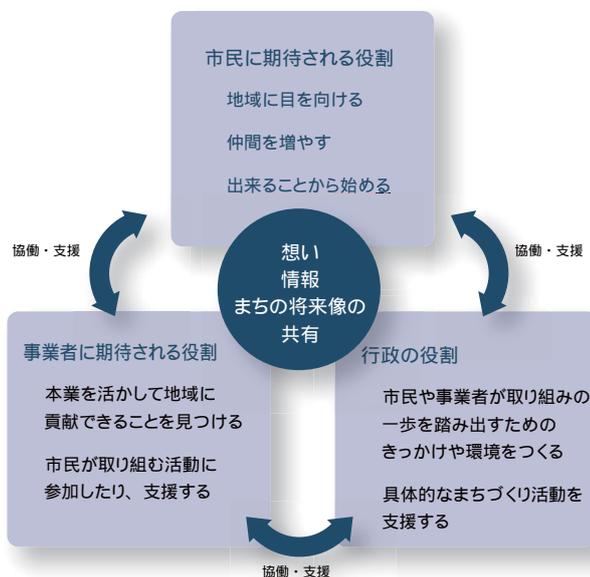
協働のまちづくりの推進

01 将来像を共有する

協働のまちづくりでは、相手の立場や考え方を尊重し、お互いの想いや情報、まちの将来像を共有することが必要です。

また、それぞれの立場に応じた役割を担いながら、できることから始めることが大切です。

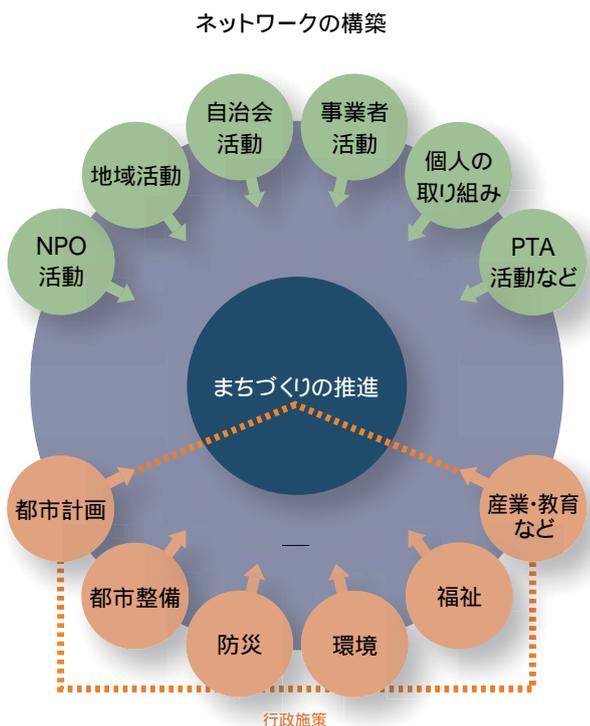
市では、第1章の「暮らしとまちのビジョン」実現に向けて、第2章の「まちづくりの基本方針」と第3章の「全体構想」に沿って協働のまちづくりを進めていきます。



02 相互に連携する

協働のまちづくりでは、まちづくりを進めるうえで防犯、環境、福祉など都市計画以外の各分野での活動と連携していくことも重要です。

市では、必要に応じて様々な団体や個人が相互に連携することができるよう支援します。

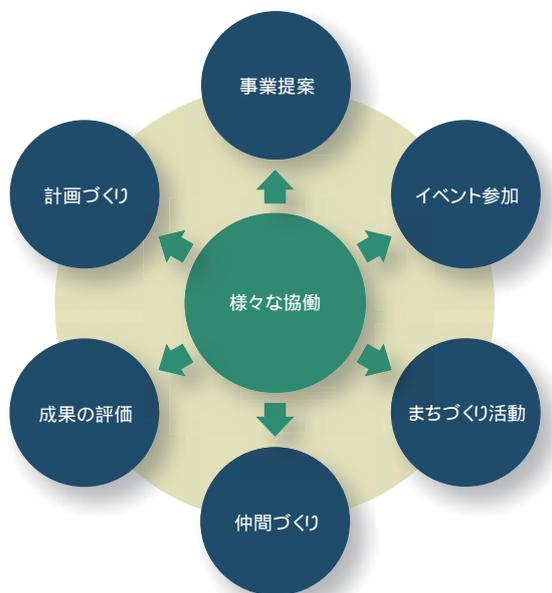


03 得意分野を活かし合う

協働のまちづくりでは、それぞれの得意分野を活かした、様々な協働のあり方が考えられます。

計画を作るのが得意な人は、地域の計画づくりに参加したり、体を動かすのが得意な人は、清掃活動に参加したりと自分の得意なことや興味のあることを活かした協働が求められています。

市では、様々な団体や個人が得意分野を活かすことができるよう、機会や場の拡充に努めます。



西宮市参画と協働の推進に関する条例

市民のみなさんが持つ豊かな知識や経験をまちづくりに生かしていくことによって、参画と協働のまちづくりをより一層進めていくことを目的とした条例です。市民のみなさんが市政に参画する手法や、市民のみなさんと市との協働によるまちづくり等について定めており、平成21年4月1日に全面施行しました。

現在、市との協働による積極的な地域活動が多くあります。地域で生活するみなさんが地域の様々な課題を発見し、解決のために考え、積極的に行動し、市と共に協力してよりよいまちの実現をめざしていく。こうした取り組みが、市民のみなさんの思いを生かしたまちづくりを進めることとなります。

「参画と協働のシンボルマーク」・・・参画と協働のまちづくりを進めていくためのシンボルマークです。公募によりデザインを募集し、このマークが選ばれました。

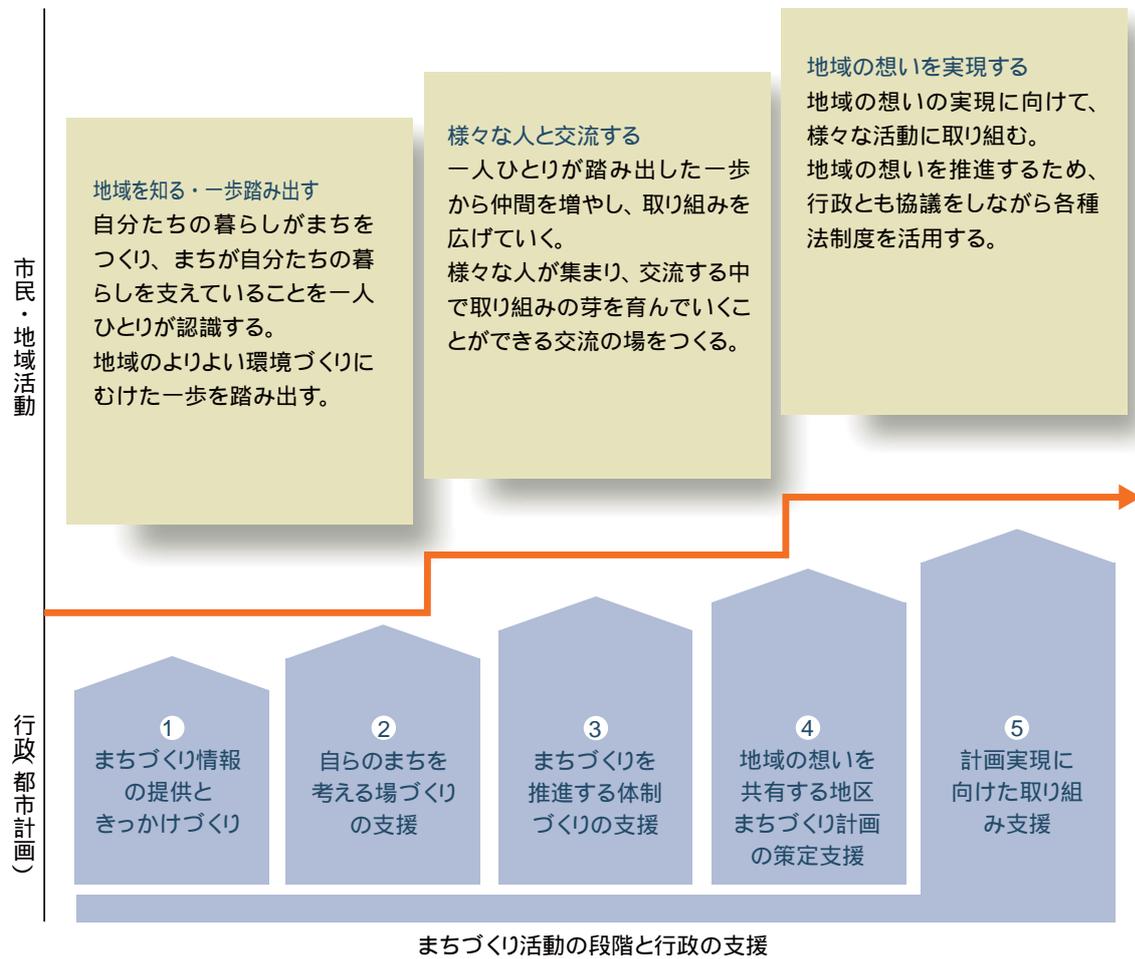


参画と協働のシンボルマーク

04 まちづくり活動に応じた支援

暮らしの視点に立ったまちづくりは、共通のコミュニティとして認識できる範囲で取り組みを進めていくことが必要です。個人が踏み出す一歩から、仲間と一緒に取り組み、更には地域全体の取り組みへと広げていくことが望まれます。

市は、まちづくり活動の段階に応じた支援を行います。



まちづくり情報の提供ときっかけづくり

住民が自らのまちに関心を持ち、理解を深めることができるよう、まちづくりに関する講演会の開催やまちの情報を分かりやすく提供するなど、地域のまちづくりを始めるきっかけづくりを進めます。

自らのまちを考える場づくりの支援

地域活動の中で、都市計画の技術的な支援や専門的な支援が必要な場合は、コンサルタント派遣などの支援を行い、まちづくりワークショップやまち歩き、意見交換会など住民や事業者が自らのまちを知り考える場づくりを支援します。

まちづくりを推進する体制づくりの支援

都市計画マスタープランに基づく協働のまちづくりを推進するため、様々な団体や個人が相互に連携することができるよう支援します。

地域の想いを共有する地区まちづくり計画の策定支援

目指すべきまちの将来像やまちづくりの取り組みの方針、建物や土地についてのルール、地域に必要な公共施設などのものづくり、暮らしのマナーなど地域で合意された地区まちづくり計画の策定を支援します。

計画実現に向けた取り組み支援

地区まちづくり計画の実現に向けた住民の取り組みに対して、各種法制度を活用して支援を行います。

住民や事業者が開発事業などを行う際に都市計画マスタープランや地区まちづくり計画の内容が尊重される仕組みづくりを進めます。

行政職員が蓄積したまちづくりに関わる情報や知識を組織として蓄積し、継承していく仕組みを検討します。

05 地区まちづくり計画

市民が中心となって地区まちづくり計画を策定できるよう、市は支援します。

地区まちづくり計画とは

地区まちづくり計画とは、その地区に関わる人たちが価値観や利害の違いを乗り越えて地区の将来像（空間構想）を共有し、まちづくりの方針や建築や土地のルール、地域に必要な公共公益施設などのものづくり、まちづくりに関する取り組みなどをまとめたもので、市民が中心となったまちづくり活動の展開を目的としています。

また、地区まちづくり計画のうち、地区の将来像・まちづくりの方針・建築や土地のルールを地区計画や景観重点地区等の法制度へ移行することで、地区の状況やニーズに応じたきめ細やかで質の高いまちの実現を目指します。

建築や土地のルール

空間構想を実現するためにあらかじめ定めるルール

公共施設などのものづくり

住環境を向上するために必要な道路・広場等の公共公益施設

まちづくりに関する取り組み

ルールやものづくりと合わせて行う緑化や美化などの取り組み

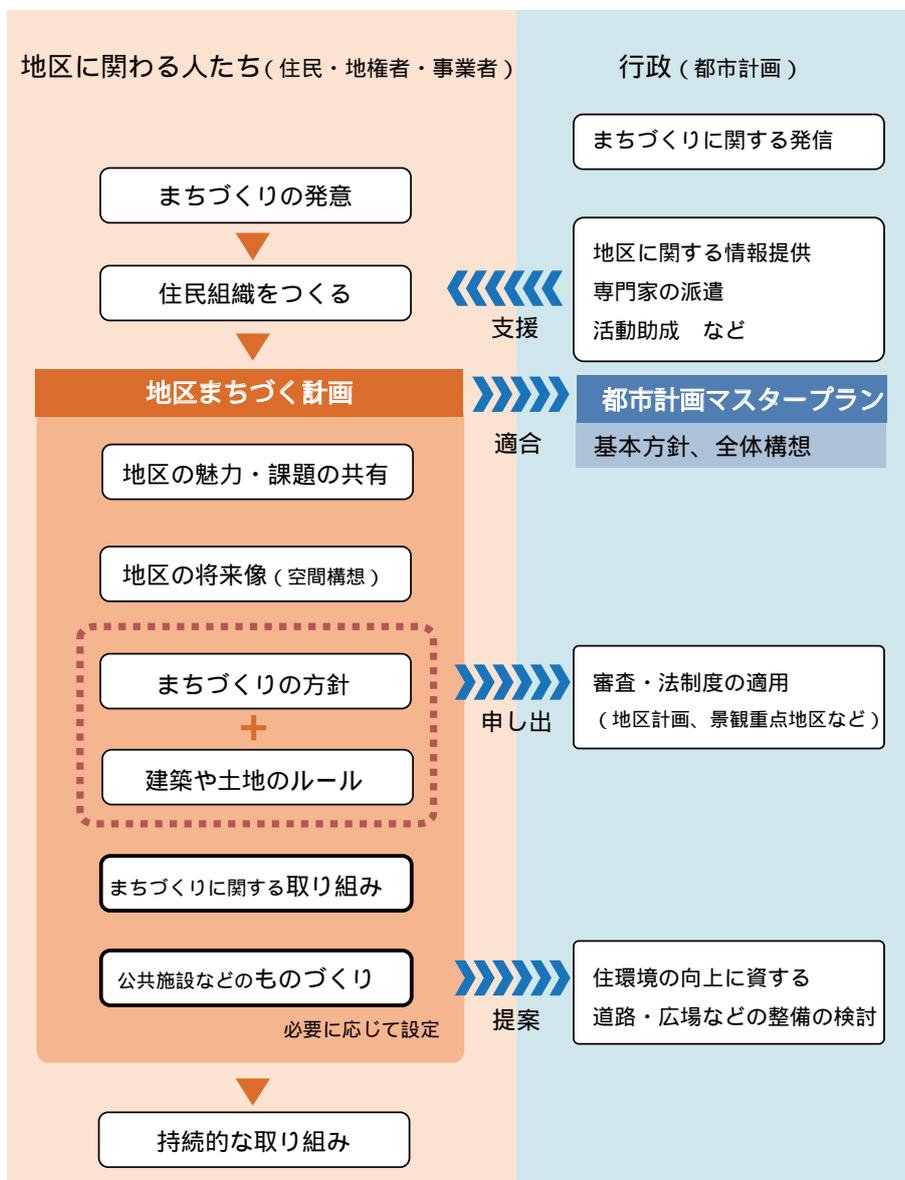
地区まちづくり計画の策定や計画に基づくまちづくり活動で得られる効果として、次のようなことがあります。

- ・ 住環境の向上とその持続性の確保
- ・ 地区の活力や魅力の回復・増進
- ・ 資産価値の維持・増大
- ・ 地区への愛着や満足度の向上

地区まちづくり計画の原則

地区まちづくり計画では、次の点を原則として考えます。

- ・ 「つくる」ことだけでなく「育てる」こと
- ・ 行政主導ではなく、市民や事業者等が主役のまちづくり
- ・ 多くの市民や事業者等が関わりあいながら進める



成果の把握と見直し

01 まちづくりの成果の把握

「暮らしとまちの将来像」の実現に向け、計画を推進するため、定期的にまちづくりの成果を把握します。

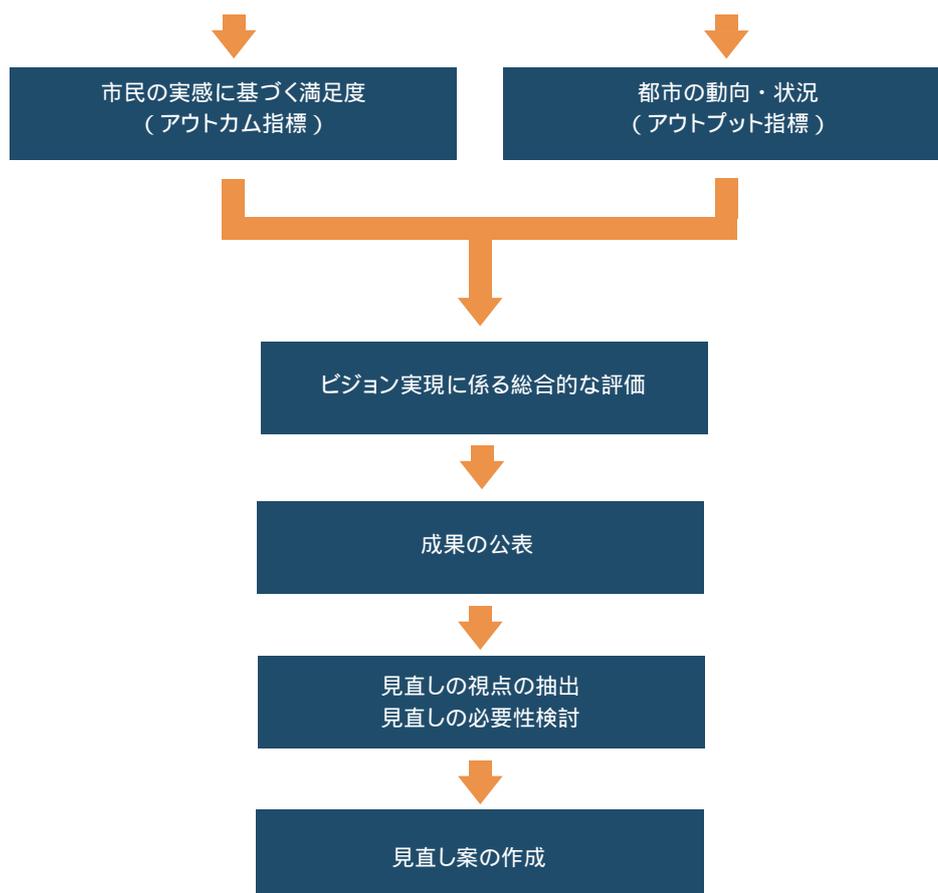
まちづくりの成果は、「暮らしとまちの将来像」への到達度合いを市民のまちづくりに関する実感及び都市の動向・状況の両面から把握し、公表します。

まちづくりに関する実感把握

「まちづくりの基本方針」に基づく取り組みについて市民の実感を把握します。

都市の動向・状況の把握

各種統計等から「全体構想」に関連する都市の動向や状況を把握します。



02 都市計画マスタープランの見直し

まちづくりの成果をマスタープランに反映するため、計画、実施、成果の把握、見直しのサイクルを実施し、内容を柔軟に見直します。

まちづくりの成果の把握

3年ごとに都市計画マスタープランに基づくまちづくりの成果を把握し、その結果を公表します。

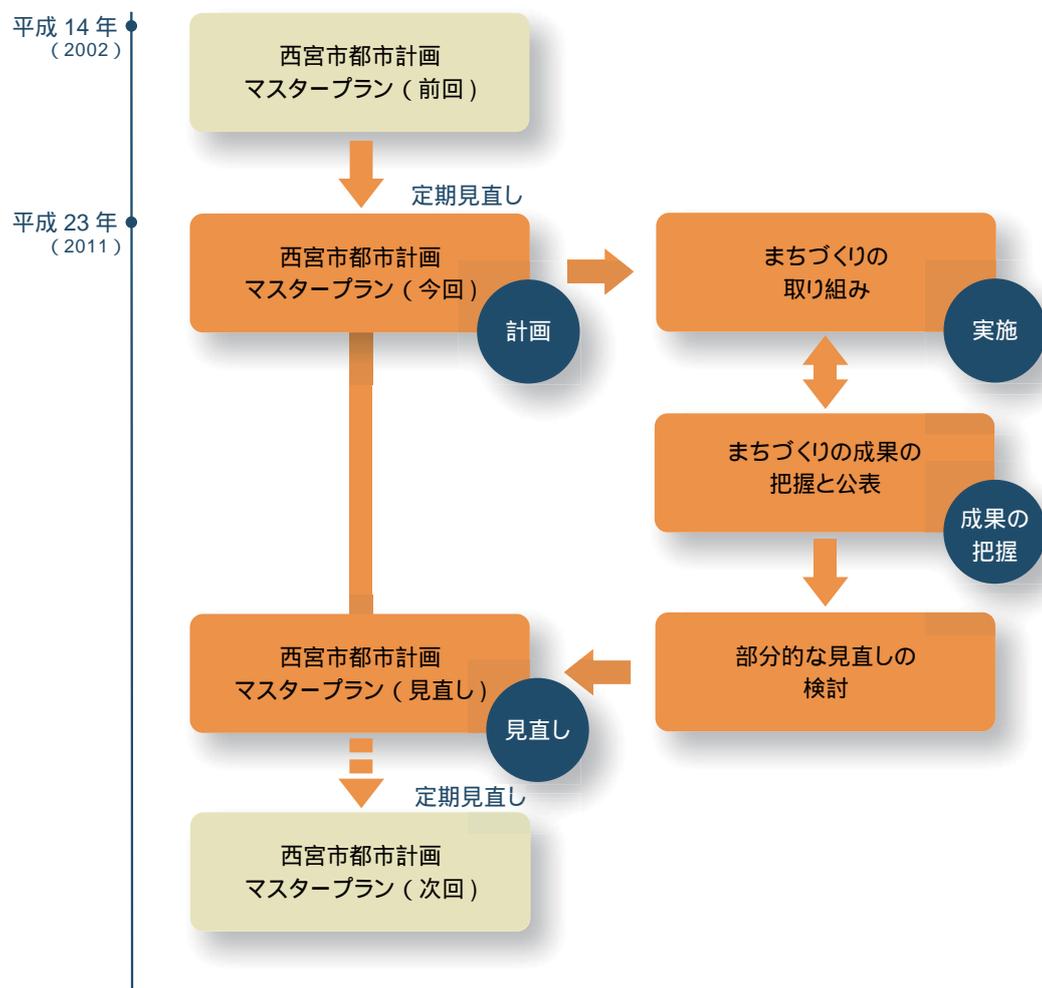
見直しの検討

成果の把握結果を受けて見直しの必要性を検討し、必要に応じて見直しを行います。

定期的な見直し

おおむね10年ごとに定期的な見直しを行います。

都市計画マスタープランの見直し



資料編

- ・ 西宮市の概況
- ・ 西宮市の都市計画
- ・ 関係者一覧
- ・ 都市計画審議会 答申
- ・ 部分的な見直し
- ・ 用語集

西宮市の概況

01 沿革

古くより門前町として栄えていた西宮は、西国街道と中国街道の交差する地理的な条件もあり、商業の中心、宿場町として発展してきました。西宮の伝統産業である酒造は、室町時代頃から京の都で有名になり、江戸時代に「宮水」が発見され、西宮・今津港という立地条件にも恵まれ、「灘の生一本」として全国に知られるようになりました。

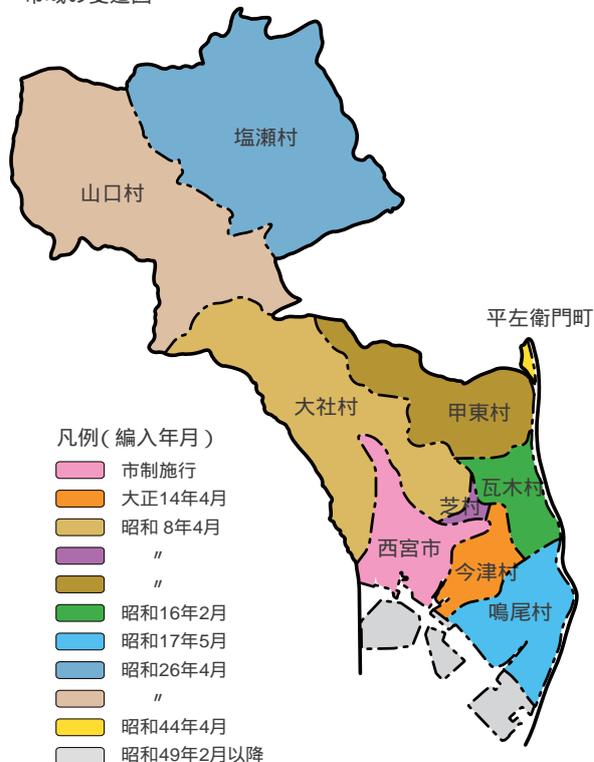
やがて、明治時代に入ると、それまでの伝統的な酒造業に加えて、臨海部から内陸部の一帯では食料品や製瓶といった軽工業が盛んになっていきます。また、国鉄、私鉄の鉄道網が次々と整備され、鉄道事業者によって鉄道沿線における積極的な住宅地やレクリエーション施設の開発が行われ、良好な自然環境の魅力とあいまって、多くの人に移り住み、戦前に至るまで「阪神間モダニズム」と呼ばれる芸術・文化・生活様式が花開きます。

さらに、昭和初期以降、多くの私立大学が良好な教育環境を求めて移転してくるなど、現在の西宮市の文教都市、住宅都市の基礎は、この時代に作られました。

しかし、太平洋戦争末期の空襲により、本市は、市街地の大半を焼失するという大きな被害を受けました。やがて、戦後の大規模な復興事業を経て、高度経済成長の訪れとともに、急速に発展を続ける中であって、本市は、昭和38年（1963）に「文教住宅都市宣言」を行い、良好な住宅地と恵まれた教育環境を生かしたまちづくりを進めることを明らかにしました。その後、昭和50年（1975）には人口が40万人を超え、本市は着実に全国有数の規模の自治体へと成長していきましました。

こうした中で、平成7年（1995）1月17日未明に発生した阪神・淡路大震災により、本市は壊滅的な打撃を受けました。しかし、いち早く市民生活の再建と都市の復興に懸命に取り組んだ結果、まちは復興し、震災前のにぎわいを取り戻しています。また、平成20年（2008）4月より中核市に移行し、現在の人口も震災前の42万人を大きく上回って48万人を超え、さらに魅力ある都市として躍進しています。

市域の変遷図



02 地勢

本市は、兵庫県の南東部にあり、大阪・神戸両市の間に位置しています。市域の東は武庫川下流で尼崎市に、西は芦屋市に、北は六甲山地北部で神戸市に、また仁川・武庫川中流で宝塚市にそれぞれ接し、南は大阪湾に面しています。

総面積 約 100km²におよぶ市域は、北部の山地部と南部の平野部に分かれ、その中央部を西宮の象徴ともいえる甲山を含め、東六甲山系の山地が東西に横断しています。全体として、海拔 0 m から 900 m に至る起伏と変化に富んだ地形を生み、自然の緑とあいまって美しい景観をつくり出しています。

東六甲山系から市北部の北摂山系に広がる山地は、市域総面積の 70% 余りを占め、一部は瀬戸内海国立公園六甲地域に含まれ豊かな自然に恵まれた地域です。



03 人口

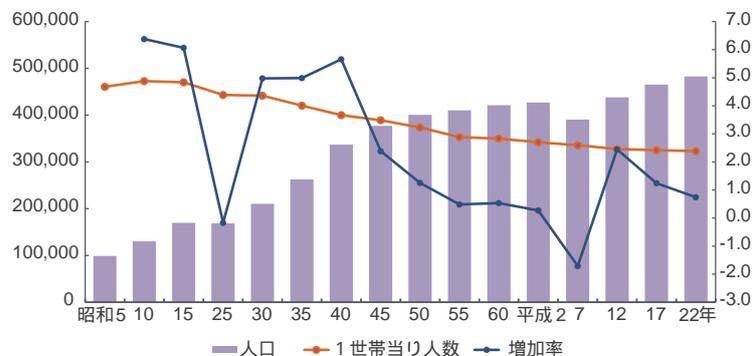
本市の人口は、市制施行時の大正 14 年（1925）には約 3 万 4 千人でした。その後、市域の拡大と都市化の進展とともに増加を続け、昭和 50 年（1975）には 40 万人を超えました。

しかし、その一方で、昭和 46 年（1971）から転出数が転入数を上回るようになり、昭和 47 年（1972）以降は出生率も低下し始めました。そのため、平成 2 年（1990）の 426,909 人をピークに、市の人口は減少傾向に転じます。さらに、平成 7 年（1995）に発生した阪神・淡路大震災の影響は大きく、同年の国勢調査の結果は、約 39 万人まで落ち込みました。

震災後の南部地域での震災復興による中高層マンションなど多くの住宅供給や、北部地域での宅地開発による住宅供給の結果、転入数が転出数を上回るとともに、若い世代の増加に伴って出生数も増加しました。その結果、本市の人口は、震災前の数字を大きく上回り、平成 27 年（2015）の国勢調査では 488,147 人まで増加しています。

全市の年齢構成では、65 歳以上の老年人口が約 19.1%、15 歳未満の年少人口が約 14.9% となっており、地域別では、他の地域に比べ鳴尾地域と山口地域において、年少人口の比率が少なく、老年人口の比率が高くなっています。

人口推移



国勢調査より

世代別人口比率 (地区別)



国勢調査より

流出口は 135,063 人で、流入人口は 82,708 人であり、昼夜人口比率は 89.2%です。また、流出口に比べ流入人口に占める通学者の割合が高い傾向にあります。

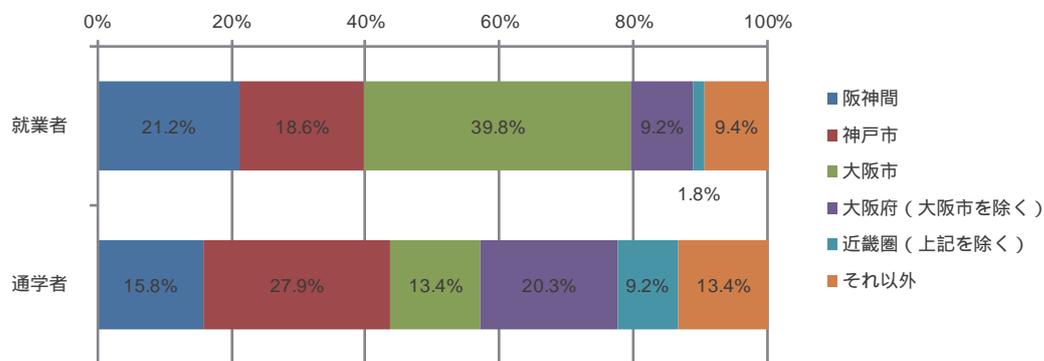
方向別の流出口は、就業者では、大阪市へは 39.8%、神戸市へは 18.6%となっており、大阪方面が多く、通学者では、大阪市へは 13.4%、神戸市へは 27.9%となっており、神戸方面が多くなっています。一方で、方向別の流入人口は、就業者では、阪神間と神戸市からで7割に及びますが、通学者では、5割以下となっています。

流出・流入人口

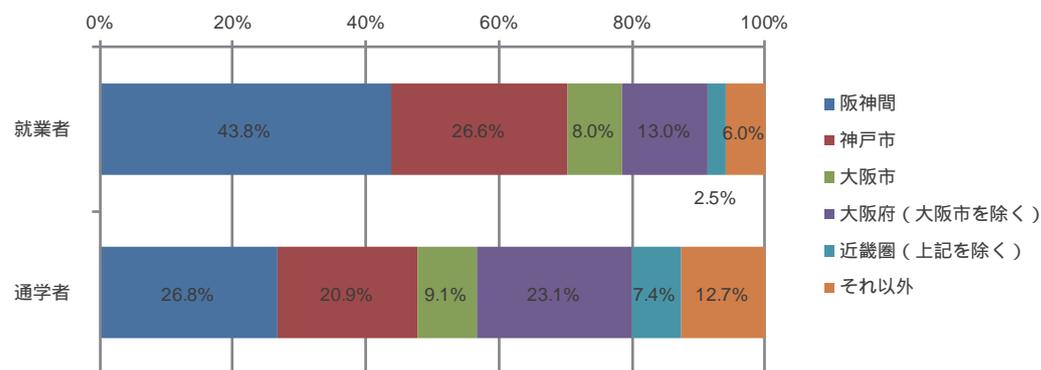


国勢調査より

方向別流出人口比率（15歳以上）



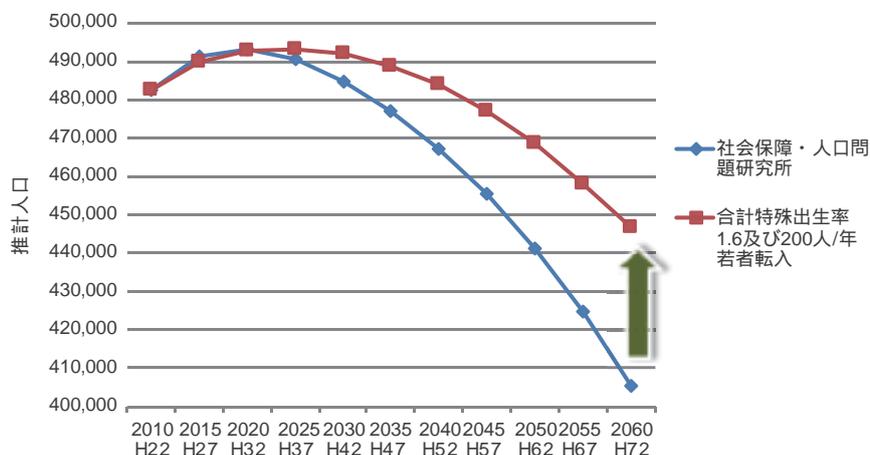
方向別流入人口比率【(15歳以上)】



国勢調査より

また、今後、少子高齢化の発展とともに、本市の人口は平成 37 年（2025）の 493,216 人をピークに徐々に減少に転じると予想されています。平成 27 年度に策定した「西宮版人口ビジョン・総合戦略」では将来人口展望を掲げ、出生数の増加や若い世代が継続的に転入するまちを目指すこととしています。

将来人口展望



西宮版人口ビジョンより

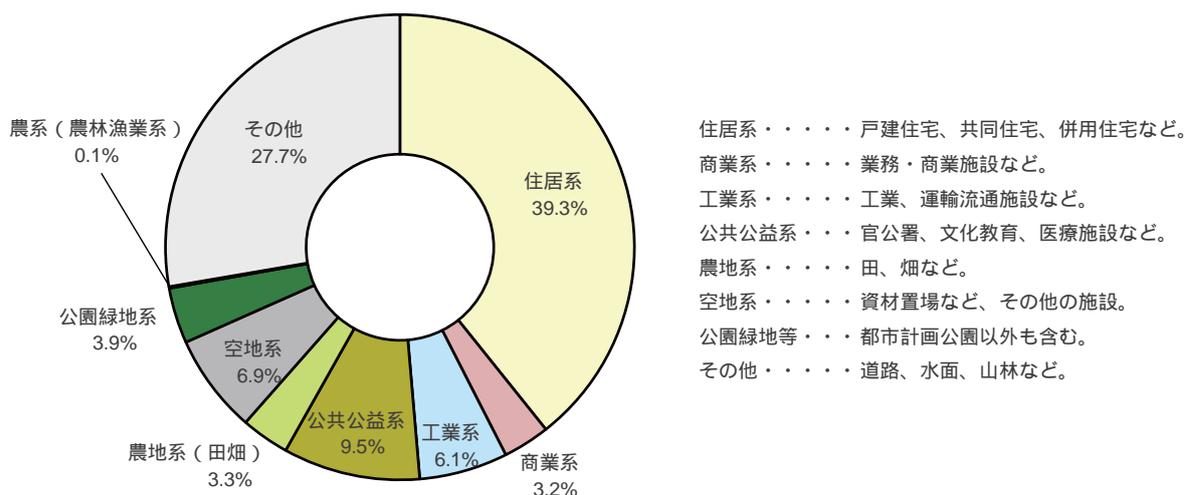
04 土地利用

土地の利用状況

市域面積は、平成 27 年（2015）9 月 1 日現在で、100,18km²です。

このうち、市域の 50%強を占める市街地の土地利用状況は次に示すとおりです。

土地の利用状況



平成 26 年度 都市計画基礎調査より

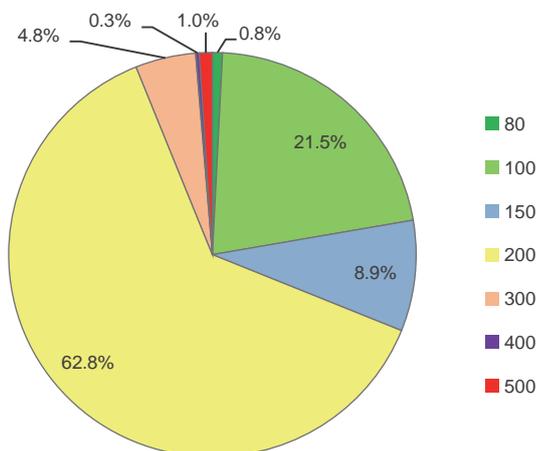
容積率

市域の容積率は、市街地においては 200%の地区が最も広く、山ろく部の低層な住宅地では 100・150%に指定しており、主要な駅の周辺及び国道 2 号・43 号沿道など利便性の高い地区には 300%以上の高い容積率を指定しています。

一方、実際の容積率（使用容積率）を町別にみると、150%以下の地区が多くなっています。

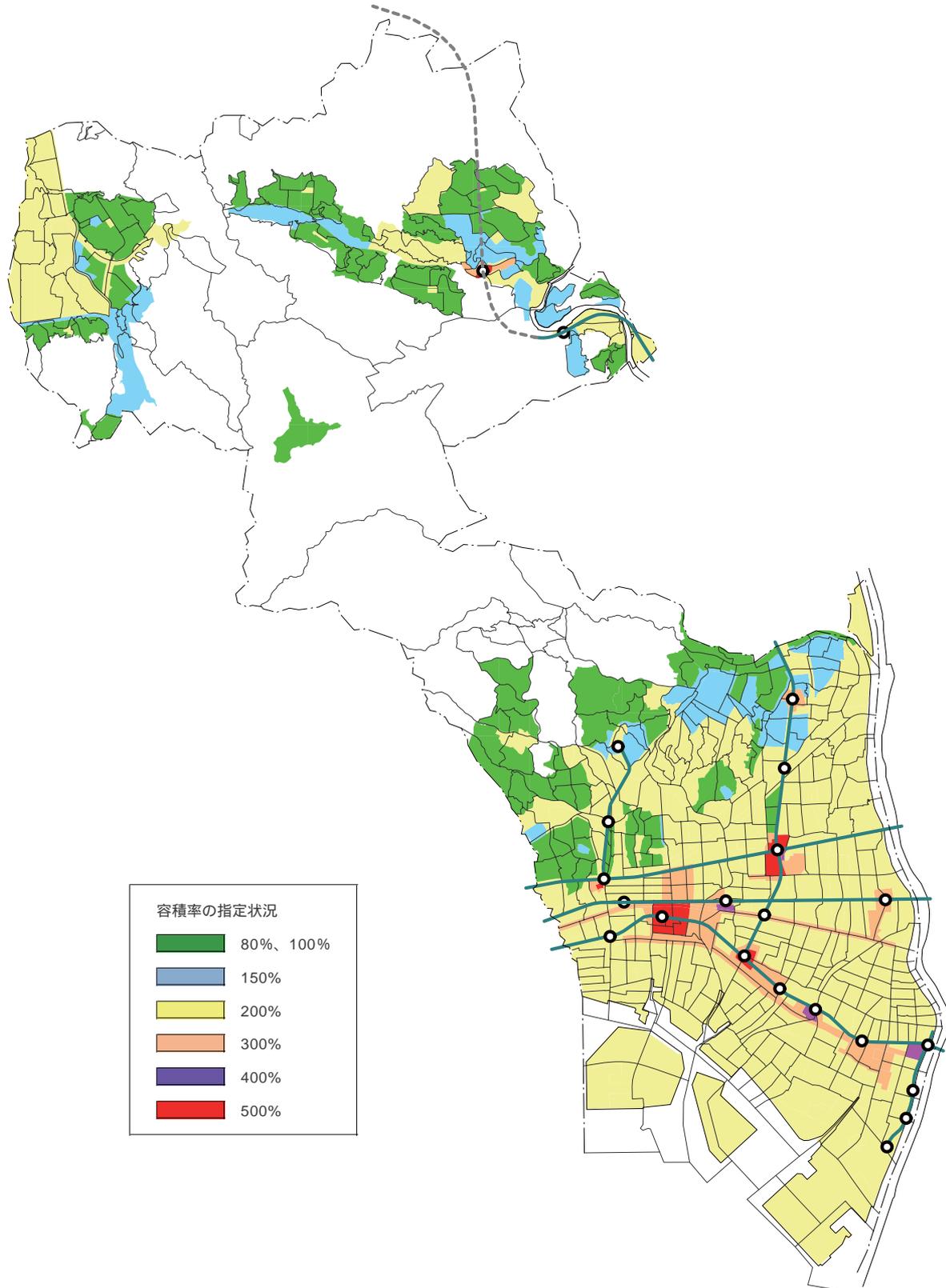
また、人口集中地区（DID）内での人口密度をみると、近隣市に比べても高い水準であることがわかります。

容積率の指定状況



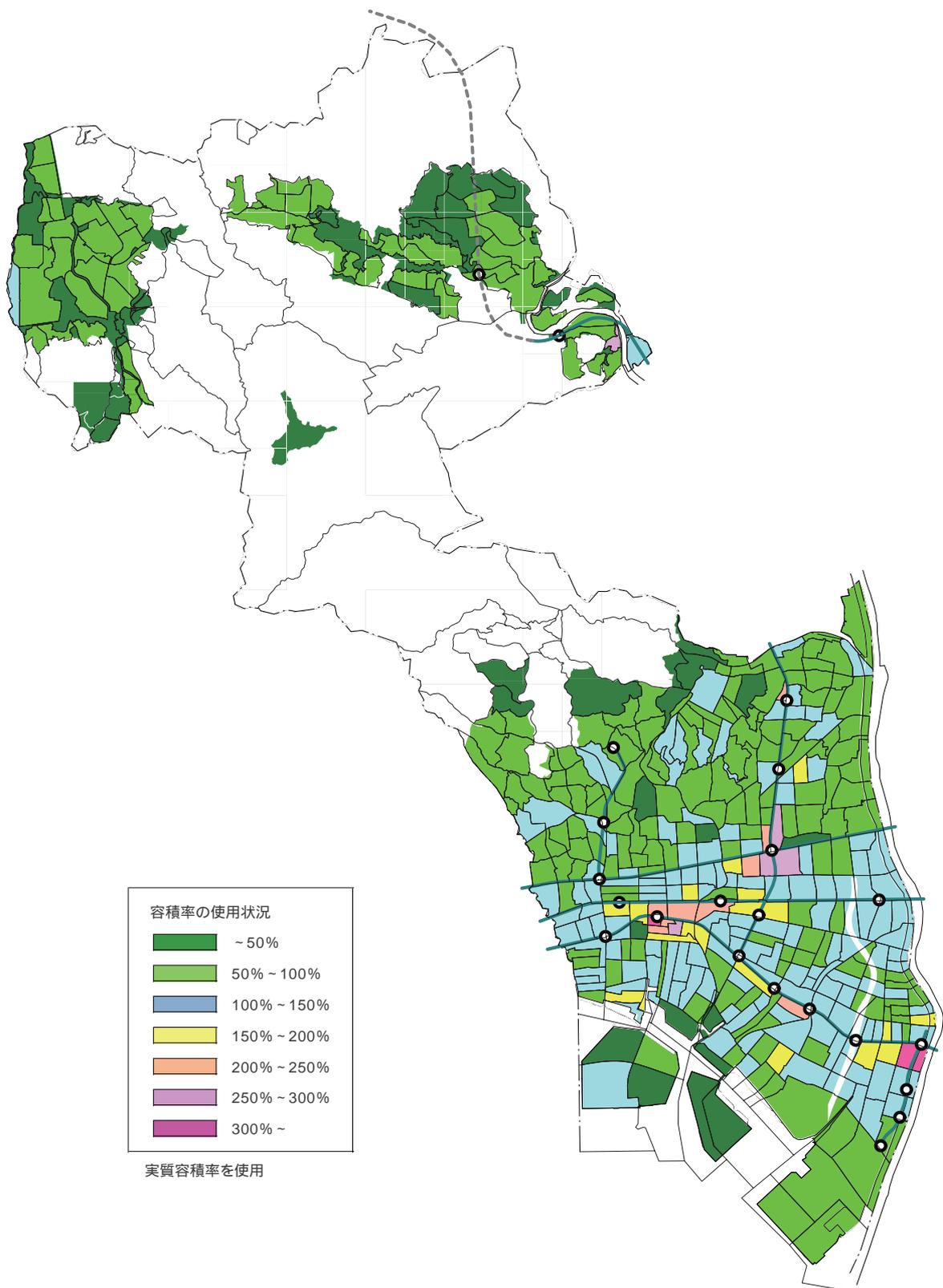
平成 28 年 4 月現在

容積率の指定状況



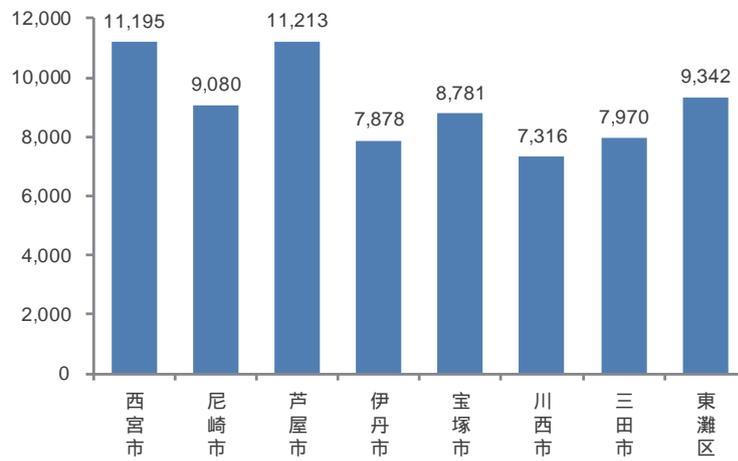
平成 28 年 4 月現在

容積率の使用状況



西宮市都市計画部作成

人口集中地区（DID）内の人口密度



国勢調査より

05 住宅

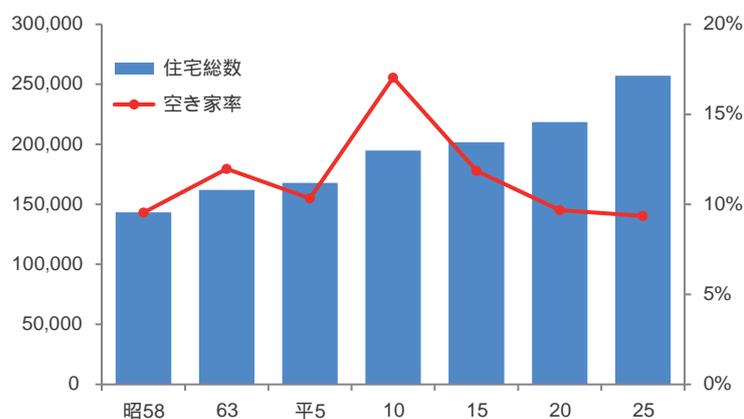
住宅数は、平成 25 年（2013）10 月 1 日現在で、257,020 戸です。

住宅数の推移としては、年々増加を続けており、昭和 58 年（1983）と比較して、この 30 年間で 1.8 倍近い住宅数となっています。

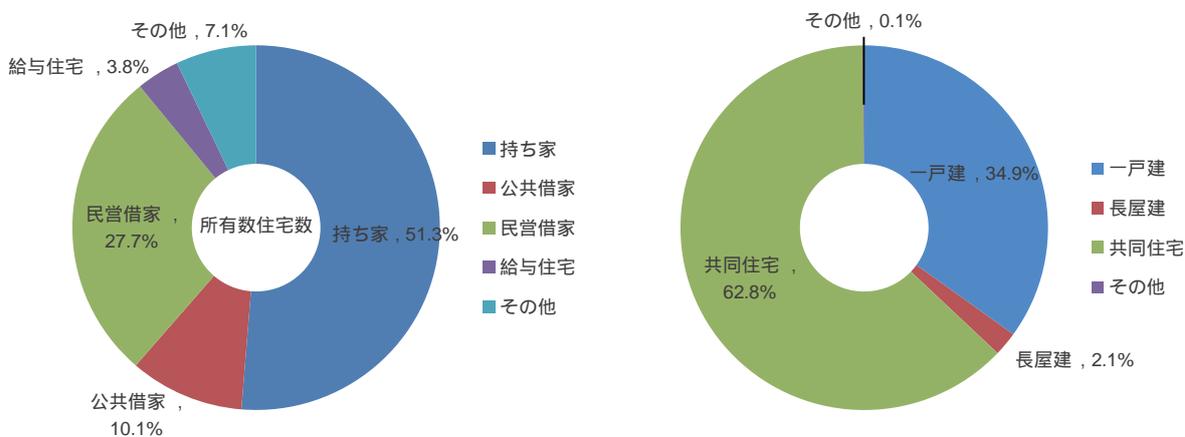
また、空き家率については、平成 10 年（1998）に阪神・淡路大震災の影響により大きく増加しましたが、その後は減少しています。但し、長期的にみると増加傾向にあると思われます。

住宅数の所有別では、持ち家が約 51%、民営借家が約 28%となっています。また、住宅の建て方別では、共同住宅が約 63%となっています。

住宅数の推移

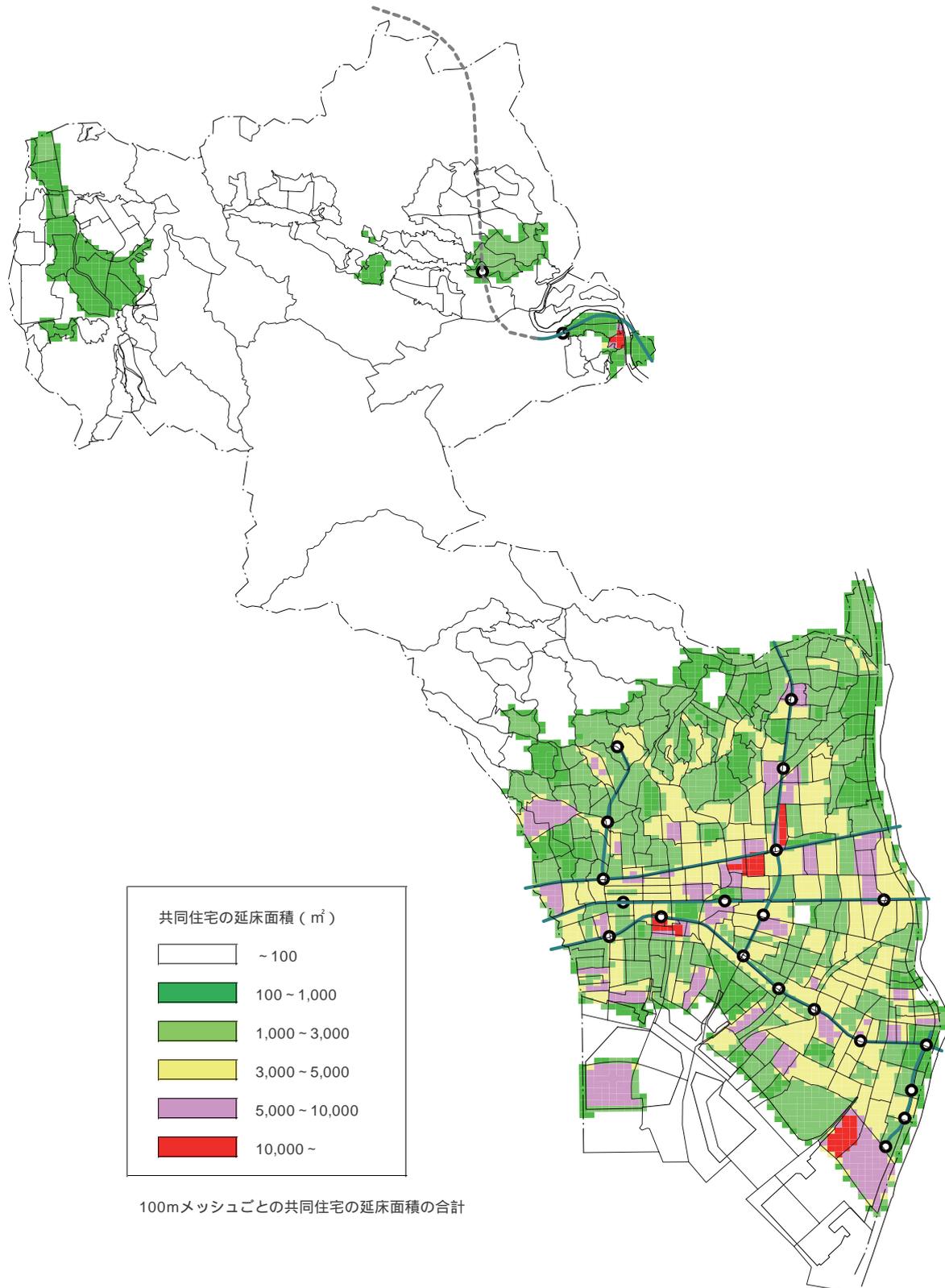


住宅の所有状況等



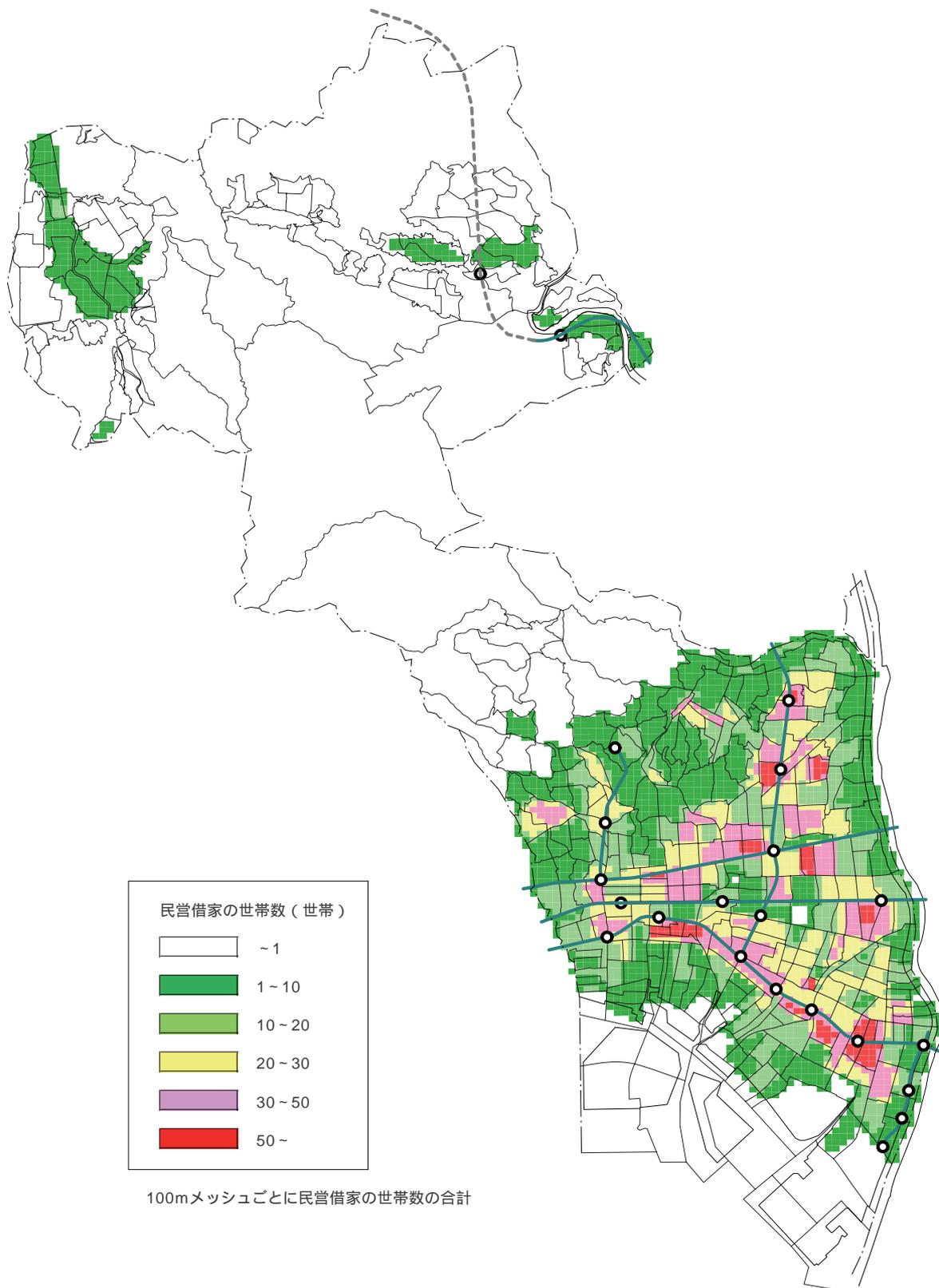
土地・家屋統計調査より

共同住宅の集積状況



西宮市都市計画部作成

民営借家の集積状況



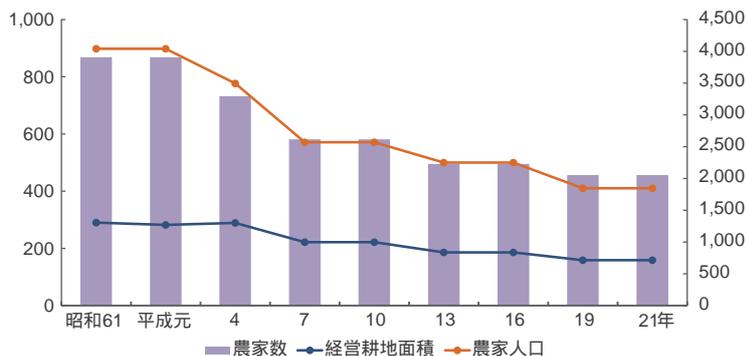
西宮市都市計画部作成

06 産業

農業

農家数などの状況は、平成 22 年（2010）で、農家数 423 戸、経営耕地面積は 155ha です。

農家数、経営耕地面積の推移としては、農家数、経営耕地面積ともに年々減少傾向にあります。

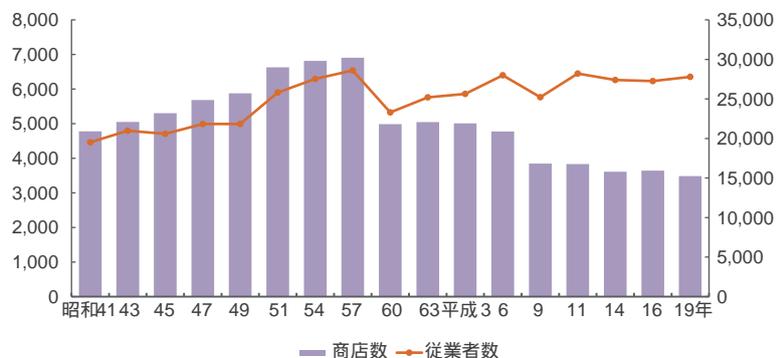


農林業センサスより

商業

商店数などの状況は、平成 19 年（2007）で、商店数 3,483 店、従業者数は 27,800 人です。

商店数、従業者数の推移としては、商店数は減少しているものの、従業者数は増加を続けています。

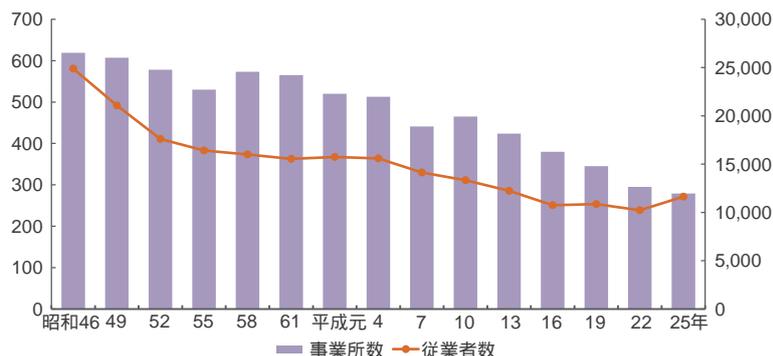


商業統計調査より

工業

製造事業所数などの状況は、平成 25 年（2013）で、事業所数 279 所、従業者数は 11,630 人です。

事業所数、従業者数の推移としては、緩やかな減少傾向がみられます。



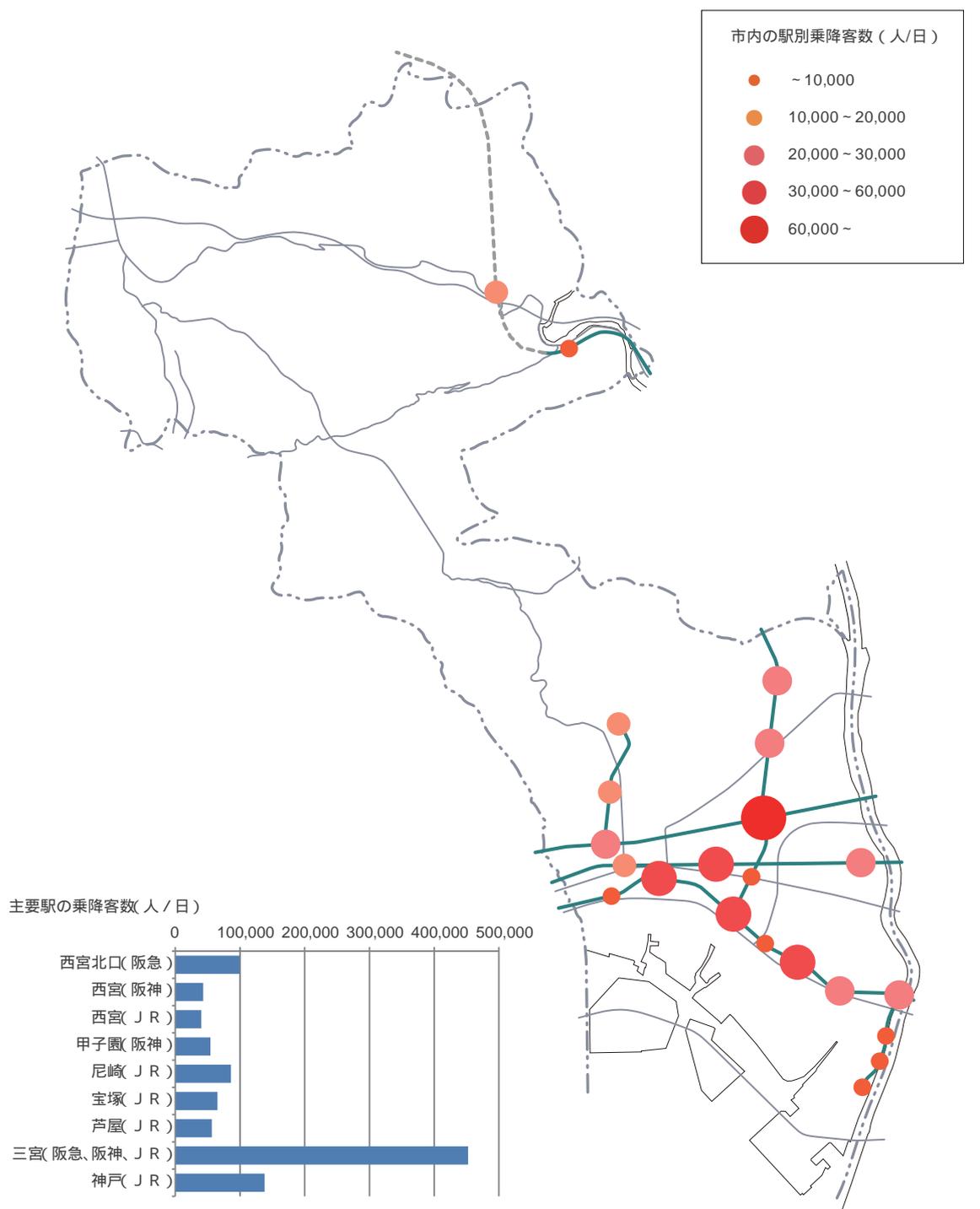
商業統計調査より

07 交通

鉄道駅は市内に 23 駅あり、1 日あたりの乗客数は阪急西宮北口駅が最も多くなっています。

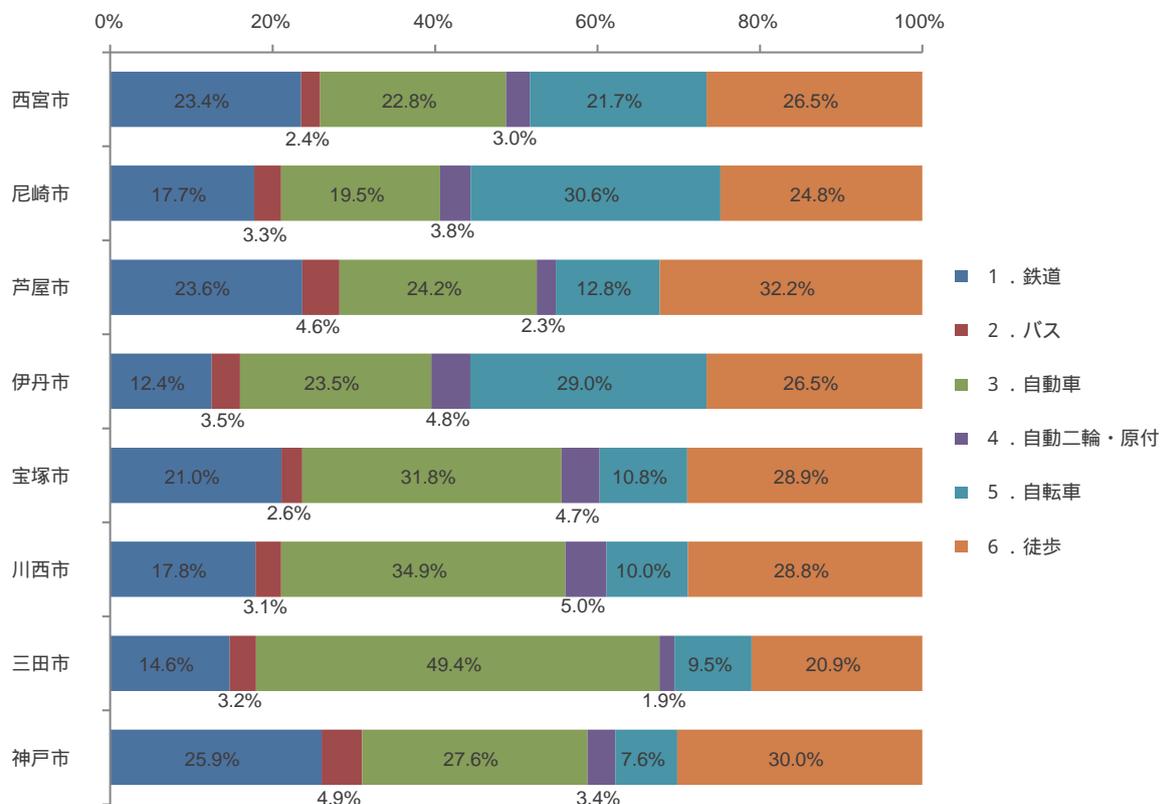
一方、交通手段別分担率を近隣市と比較すると、自動車利用が少なく公共交通の利用が高いといえます。その一方で、鉄道利用が多い反面、バス利用の比率は少ない傾向にあります。

鉄道駅の乗降客数



鉄道事業者提供資料より

交通手段別分担率・平日



交通手段別分担率・休日



近畿圏パーソントリップ調査より

西宮市の都市計画

01 土地利用

1 都市計画区域

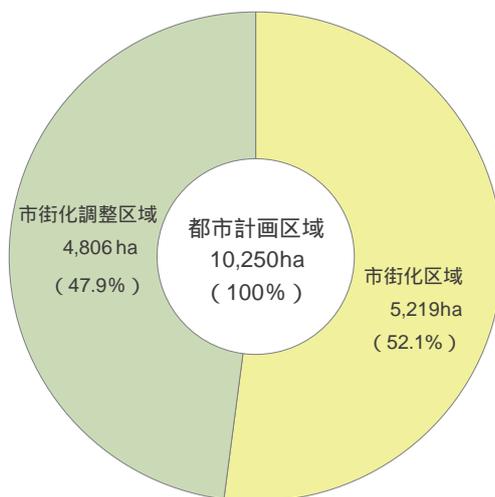
都市計画区域の指定は、行政区画にとらわれずに実質的に一体の都市を形づくる区域を、総合的に整備し、開発し、保全する区域として都道府県が指定します。

本市では、昭和2年(1927)に西宮都市計画区域が決定され、その後、隣接町村の合併などにより変更され、また、都市計画法の改正に伴い既成都市計画区域の再編成が行われ、昭和45年(1970)に阪神間都市計画区域(7市1町 = 西宮市、三田市、芦屋市、尼崎市、伊丹市、宝塚市、川西市、猪名川町)として、本市全域が都市計画区域に指定されています。

2 市街化区域及び市街化調整区域

無秩序な市街地を防止し、良好な都市形成を行うために、都市計画区域を優先的かつ計画的に市街化すべき区域(=市街化区域)と、当面市街化を抑制すべき区域(=市街化調整区域)に区分して、段階的な市街化を図ることを目的としたものです。

本市では、山ろく部から臨海部にいたる既成市街地を中心に、西宮浜、鳴尾浜及び甲子園浜の埋立地、北部地域の集落地やニュータウンなどを市街化区域に、これ以外の市域にあたる良好な自然環境を有する六甲山系や、北部地域の農地、山岳部などを市街化調整区域に指定しています。

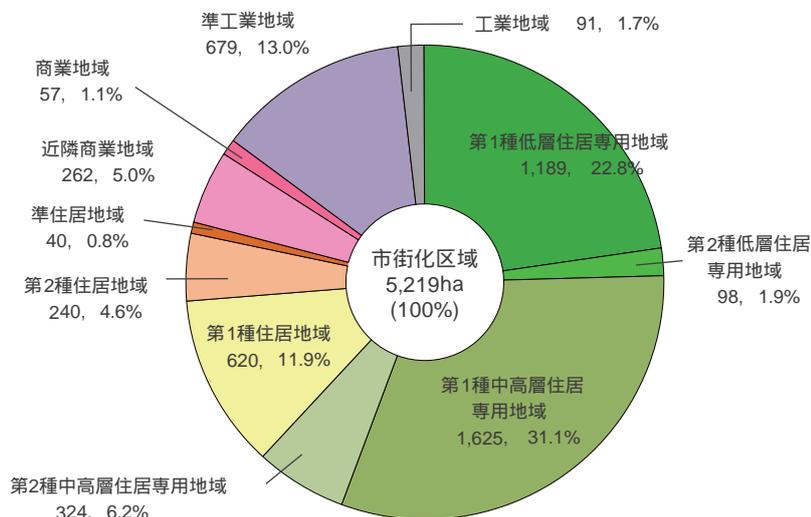


平成28年4月1日現在

3 用途地域

用途地域は、一定の地域で同じ用途の建物が集まるように規制・誘導をはかる制度で、主に住宅系、商業系、工業系に分類され、異なった用途等の建物が相互に阻害しあわないようにするための制度です。

本市では、昭和7年に最初の地域計画を立てて以来、芦屋市（精道村）との分離、戦災復興計画、建築基準法の施行などにより、その都度、用途地域の変更を行い、昭和45年の抜本的な都市計画法と建築基準法の改正に伴い、昭和48年に阪神間都市計画用途地域を指定しています。その後、平成4年の法改正により、現在の12種類の用途地域制度に改正されています。



平成28年4月1日現在

4 特別用途地区

特別用途地区は、用途地域だけでは補えない地区の特性に応じた土地利用が図れるよう、特定の地区においてきめ細かに土地利用をコントロールするためのものです。

本市では、昭和33年に良好な文教環境の保護、育成を図るため、上ヶ原地区に文教地区を指定し、平成16年には、産業環境の維持、育成を図る観点から、西宮浜や鳴尾浜の埋立地に臨海産業地区を指定しています。また平成19年には、酒蔵地区や甲子園球場地区、災害拠点医療地区を指定し、それぞれの地区の環境を守るとともに重要な都市施設の機能増進を図っています。

種類	地区名	面積	決定年月日
文教地区	上ヶ原地区	約 188 ha	昭和 33.9.5
臨海産業地区	西宮浜産業団地地区	約 73 ha	平成 16.7.1
	甲子園浜産業団地地区	約 27 ha	
	鳴尾浜産業団地地区	約 127 ha	
酒蔵地区	酒蔵地区	約 129 ha	平成 19.4.24
甲子園球場地区	甲子園地区	約 116 ha	平成 19.4.24
災害拠点医療地区	武庫川町地区	約 7 ha	平成 19.4.24

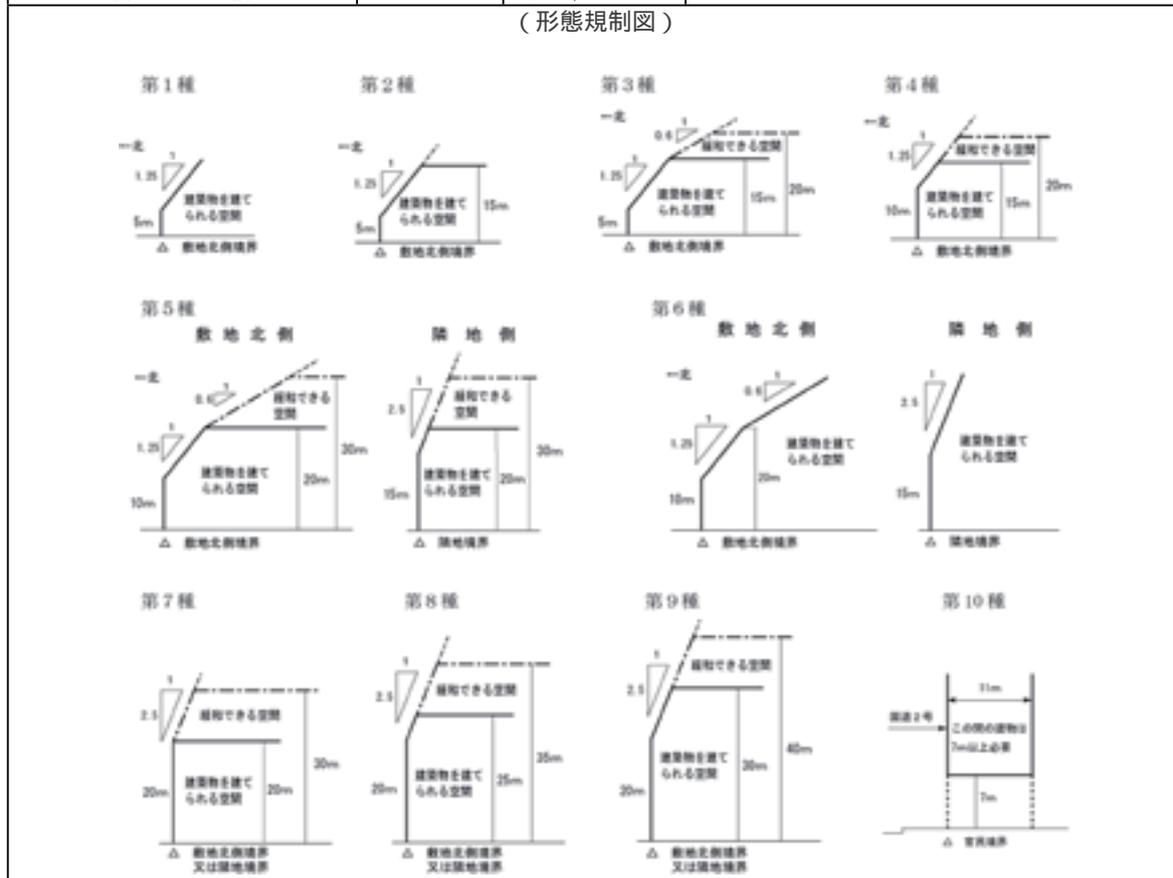
5 高度地区

高度地区は、市街地の環境を維持し、または土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度又は最低限度を定めるものです。

本市では、良好な居住環境や都市環境、まちなみなどを保全するため、市街化区域の大部分において、建築物の高さの最高限度や最低限度、北側斜線、隣地斜線制限を定めた 10 種類の高度地区を定めています。

種 類	面 積	決定年月日	
建築物の高さの最高限度等	第1種	約 1,281 ha	
	第2種	約 1,077 ha	
	第3種	約 813 ha	
	第4種	約 248 ha	
	第5種	約 841 ha	
	第6種	約 174 ha	
	第7種	約 247 ha	
	第8種	約 8 ha	
	第9種	約 53 ha	
小 計	約 4,742 ha	当初指定 昭和 45. 3.31	
建築物の高さの最低限度	第10種	約 28 ha	最終変更 平成 28. 3.29
小 計	約 28 ha		
合 計	約 4,770 ha		

(形態規制図)



6 防火・準防火地域

防火地域及び準防火地域は、建築物の構造や材質を規制することにより、市街地における火災の危険を防除するために定めるもので、防火地域内にあつては、地域内の建築物のすべてが耐火建築物あるいは準耐火建築物となり、ほぼ 100%の不燃化が図られ、また、準防火地域内にあつては、大規模な建築物を不燃化することにより、火災の発生による延焼を防ぐものです。

本市では、昭和 25 年（1950）に阪神西宮駅周辺を準防火地域に指定し、その後、昭和 33 年（1958）に阪急西宮北口駅周辺などを追加指定しています。さらに、平成 8 年（1996）は、火災時の延焼遮断機能強化のため、国道 2 号沿いを防火地域に指定し、あわせて容積率 300%以上の地域に準防火地域を指定、平成 19 年（2007）には、建ぺい率 80%の地域に準防火地域を指定するなど、区域拡大を行っています。

種類	面積	決定年月日	摘要
防火地域	約 28 ha	当初決定 平成 8.12.27	国道 2 号沿道
準防火地域	約 401 ha	当初決定 昭和 25. 10.24 最終変更 平成 19. 4.24	防火地域を除く、容積率 300%以上の地域、建ぺい率 80%の地域密集市街地など

7 風致地区

風致地区は、大正 8 年の旧都市計画法制定時からの制度で、都市の風致を維持するために定められる地区です。指定目的としては開発を凍結するところではなく、受忍義務の範囲内で自然的な景観と建築や宅地造成との調和を図ることをねらいとしたものです。

本市では、昭和 12 年（1937）に東六甲一体の山地とそこから南へ、大阪湾にそそぐ夙川の沿岸や武庫川の右岸に指定しました。その後、昭和 45 年（1970）の都市計画法の改正に伴い見直しを行い、また、昭和 60 年（1985）には地区を 3 種類に細区分し、建築や開発を段階的に規制・誘導し、都市環境の保全をはかっています。

注）種別は、県条例で指定

名称	面積（ha）	内訳（種別毎面積）		位置	決定 / 変更年月日
広田山風致地区	6	1 種	3.5	広田神社周辺	当初決定昭和 12. 5.24 最終変更 昭和 63. 6.21
		3 種	2.5		
夙川風致地区	36	1 種	32.7	夙川河川敷緑地周辺	
		3 種	3.6		
武庫川風致地区	114	1 種	84.0	武庫川河川敷緑地周辺及び仁川下流域周辺	
		3 種	29.7		
満池谷風致地区	62	1 種	11.8	満池谷墓地と浄水場付近	
		2 種	8.0		
		3 種	42.0		
東六甲山風致地区	1,863	1 種	1,236.0	仁川周辺部甲山付近	
		2 種	42.0		
		3 種	584.7		
愛宕山風致地区	40	3 種	40.0	愛宕山周辺	
合計	2,121	各地区の面積は、種別面積の計を四捨五入			

8 生産緑地地区

生産緑地地区は、市街化区域内において、農林漁業と調和した都市環境の保全などの生活環境の確保に相当の効果があり、かつ、各種公共公益施設のための多目的保留地としての機能を持つ、すぐれた農地等を都市計画上の地域地区として位置づけて計画的に保全しようとするものです。

本市では、平成4年に市街化区域内の農地のうち約33%にあたる約81ha、400地区を指定しました。その後の平成15年・平成25年には、農業従事者の高齢化や後継者不足等により減少し続けてきている状況を勘案して、追加指定を行っています。

地区名	面積	決定（変更）年月日
柏堂西生産緑地地区 ほか397地区	約74.72ha	当初決定 平成4.10.6 最終変更 平成27.12.22

9 その他の地区等

本市では、上記以外に高度利用地区、駐車場整備地区、臨港地区、特別緑地保全地区、流通業務地区なども指定しています。

なお、市街化区域及び市街化調整区域の区域区分や用途地域については、おおむね5年ごとに、社会情勢の変化、土地利用の動向、基盤施設の整備状況の変化等により見直しを行い、また、その他の地域地区についても、社会情勢の変化等に適切に対応し見直しを行います。

02 都市施設

1 都市計画道路

道路は、都市交通における最も基本的な施設で、交通のための通路を確保するだけでなく、都市活動上必要不可欠な上・下水道、電気、ガスなどを収容するとともに、日照、通風等のための貴重な公共空間として環境の保全に寄与しています。また、災害の避難路、防災帯としての機能も有しています。

こうした種々の機能役割をもっており、単に交通処理にととまらず、貴重な公共空間として市街地の発展を支えるなど大きな役割を果たすもので、計画的に整備を図らなければならないことから、予め長期の見通しのもとに都市計画において定めています。

本市では、昭和 21 年に戦災復興都市計画において計画決定された後、順次計画の追加・変更を行っており、平成 27 年度には都市計画道路の全市的な見直しを行いました。平成 28 年 4 月 1 日現在、計画延長 182.20km のうち約 83% の 152.03km が整備済みとなっています。

平成 28 年 4 月 1 日現在

種 別	幅 員 (m)	路線数	延 長 (km)		
			計 画	改良済	未整備
自動車専用道路	20 ~ 27	3	16.10	16.10	0.00
幹線街路	40 以上	2	10.33	8.78	1.55
	30 ~ 40 未満	2	6.10	4.72	0.00
	22 ~ 30 未満	12	45.39	40.88	2.06
	16 ~ 22 未満	16	37.75	31.79	3.73
	12 ~ 16 未満	25	43.30	26.94	12.05
	8 ~ 12 未満	1	1.29	1.29	0.00
	計	58	144.16	114.40	19.39
区画街路	6 ~ 15	79	20.48	20.07	0.41
特殊街路	8 未満	1	1.46	1.46	0.00
合 計		141	182.20	152.03	19.80

2 都市高速鉄道

都市高速鉄道は、郊外部から都心部への膨大な量の通勤、通学等、大都市における交通を円滑に処理するうえで、道路とともに主要な役割を果たすものとして、地下鉄、連続立体交差事業、都市モノレール、新交通システム等を含む都市における鉄道で、都市計画に必要な都市施設として定めるものです。

本市では、昭和48年に阪神電気鉄道本線の甲子園駅以西を都市高速鉄道として指定し、その後の平成15年には甲子園駅以东を新たに指定しています。なお、甲子園駅以西については、都市の健全な発展と、都市交通の円滑化、踏切事故の解消等を図るため、連続立体交差事業が進められ、平成13年に高架切替が行われ、平成16年に事業を完了しました。引続き、平成15年には甲子園駅以东の連続立体交差事業が進められています。

(平成27年4月1日現在)

名称	計画延長 (km)	供用延長 (km)	構造形式	線路線数
阪神電気鉄道本線	6.26	4.39	地表式・嵩上式	2

3 都市計画公園・緑地

公園緑地は、道路、広場等と一体となって都市の骨格を形成し、また市街地の外周にあつては、都市の無秩序なスプロールを防止し、あるいは良好な風致、景観を備えた地域環境を形成し、自然とのふれあいを通じて心身ともに豊かな人間形成に寄与するとともに、スポーツ、レクリエーションの場の提供、公害、災害の発生の緩和、避難、救援活動の場の提供、さらには、大気の浄化、防音、遮熱等、非常に多くの複合した機能を有する都市の根幹的施設です。

本市では、ゆとりとうるおいのあるまちづくりを進めるため、南部地域では武庫川と夙川を縦軸とし、これらを通る部の甲山森林公園、北山公園、臨海部の西宮浜総合公園、鳴尾浜臨海公園などで環状させ、また、北部地域においては市街地を囲む自然緑地を主軸にして、塩瀬中央公園、有馬川緑道などとの連携を図ることにより、花と緑のネットワークの形成をめざしています。

(平成27年4月1日現在)

種別	計 画		供 用				
	箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)	供用率 (%)		
基幹公園	住区公園	街区公園	105	29.51	104	28.2	96
		近隣公園	10	16.3	9	11.0	67
		地区公園	5	30.0	3	11.2	37
	都市基幹	総合公園	3	46.2	3	36.8	80
		運動公園	1	29.8	1	12.6	42
風致公園		2	101.6	2	12.4	12	
広域公園		1	110.6	1	83.0	75	
合 計		127	364.01	123	195.22	54	

4 下水道

下水道は、健康で快適な生活環境の確保と公共用水域の水質の保全を図るために必要不可欠な施設であり、また、浸水の防止においても大きな役割を担う根幹的な都市施設です。

本市では、市内を3つの処理区に区分し、公共下水道としては西宮処理区を昭和26年（1951）から逐次計画区域の拡大を行い、また、昭和54年（1979）と昭和56年（1981）に流域下水道としてそれぞれ武庫川下流処理区と武庫川上流処理区を指定しています。処理場などの都市施設としては、昭和41年（1966）の枝川浄化センターをはじめとし、鳴尾浜浄化センターや甲子園浜浄化センターを指定しています。

5 その他の施設等

その他の都市施設には、供給処理施設、教育文化施設や市場・と畜場・火葬場などがあります。

本市ではこのうち、ごみ焼却場とその他の処理施設、と畜場の3種類を指定しています。

03 市街地開発事業

1 土地区画整理事業

土地区画整理事業は、都市基盤施設と宅地を面的に、一体的、総合的に整備する事業手法であり、土地区画整理法に基づく公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図るため、土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更に関する事業と定義され、健全な市街地の造成を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的としています。

西宮市では、大正9年に設立された西宮町耕地整理組合による耕地整理事業が最初で、その後、戦災復興土地区画整理事業など、順次整備が進められ、阪急神戸線以南の既成市街地ではおおむね整備され、比較的良好な市街地が形成されています。また、震災で大きな被害を受けた南部市街地では、震災復興土地区画整理事業により整備が完了しています。

(平成27年4月1日現在)

施行者	施行済		施行中		合計	
	地区数 (箇所)	面積 (ha)	地区数 (箇所)	面積 (ha)	地区数 (箇所)	面積 (ha)
個人・共同	9	79.4	-	-	9	79.4
組合	14	195.5	-	-	14	195.5
公共団体	11	353.3	1	1.2	12	354.5
行政庁	12	548.0	-	-	12	548.0
公団	1	6.6	-	-	1	6.6
合計	47	1,182.8	1	1.2	48	1,184.0

2 新住宅市街地開発事業

新住宅市街地開発事業は、日本経済が画期的な高度成長を遂げはじめた昭和35年頃における急激な人口、産業の都市集中に伴う宅地需要の増大に対処するために制定された新住宅市街地開発法に基づき行われるもので、健全な住宅市街地の開発、居住環境の良好な住宅地を大規模に供給することを目的としています。

本市では、都市再生機構(旧都市基盤整備公団)が事業主体となった名塩新住宅市街地開発事業が平成23年2月に完了しています。

3 市街地再開発事業

市街地再開発事業は、都市再開発法に基づき行われるもので、耐火建築物の少ない、公共施設が不十分である、土地利用が細分されているなど、市街地の更新を必要とする地区において、従前の土地、建物の権利を権利交換又は管理処分により保全する手法を用いて建築物及び建築敷地の整備と公共施設の整備を一体的に実施することにより、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図ることを目的としています。

本市では、阪急夙川駅前市街地再開発事業をはじめ、JR 西宮駅南の市街地再開発事業など、順次完了しています。また、震災後においては、震災復興市街地再開発事業などにより整備されています。

(平成 27 年 4 月 1 日現在)

施行者	施行済		施行中		合計	
	地区数 (箇所)	面積 (ha)	地区数 (箇所)	面積 (ha)	地区数 (箇所)	面積 (ha)
公共団体	1	3.0	-	-	1	3.0
組合	5	6.7	-	-	5	6.7
都市基盤整備公団	1	3.4	-	-	1	3.4
合計	7	13.1	-	-	7	13.1

04 地区計画等

1 地区計画

地区計画は、地区の特性に応じて、良好な都市環境の整備と保全を図るために必要な事項を定める地区単位の都市計画であり、地区の将来像を示す整備方針と、道路や公園などの地区施設の配置や建築物の建て方のルールなどを詳細に定める地区整備計画で構成されます。

現在、本市では33地区が指定を受けています。

	名称	面積	決定(変更)年月日
1	北六甲台地区地区計画	約 81.3 ha (56.0 ha)	当初決定 昭和 61. 1. 4 最終変更 平成 10.12.25
2	名塩南台地区地区計画	約 53.5 ha (34.5 ha)	当初決定 昭和 63. 8.23 最終変更 平成 17. 5.31
3	すみれ台地区地区計画	約 27.5 ha (17.3 ha)	当初決定 平成 2.12.20 最終変更 平成 8. 2.13
4	名塩ニュータウン地区地区計画	約 240.6 ha (112.7 ha)	当初決定 平成 2.12.20 最終変更 平成 21.12.25
5	上山口・丸山地区地区計画	約 65.0 ha (50.4 ha)	当初決定 平成 3.12.13 最終変更 平成 8. 2.13
6	剣谷地区地区計画	約 18.0 ha (16.0 ha)	当初決定 平成 5.12. 6 最終変更 平成 8. 2.13
7	大畑地区地区計画	約 7.6 ha (7.6 ha)	当初決定 平成 9. 3.31
8	森具地区地区計画	約 22.7 ha (22.7 ha)	当初決定 平成 9.11.28 最終変更 平成 10.12.25
9	仁川五ヶ山地区地区計画	約 3.2 ha (0.7 ha)	当初決定 平成 9.11.28
10	安井地区地区計画	約 67.6 ha (67.6 ha)	当初決定 平成 10. 3. 3
11	西宮北口駅北東地区地区計画	約 31.2 ha (31.2 ha)	当初決定 平成 10.10.15 最終変更 平成 18. 3.10
12	名塩平成台地区地区計画	約 20.7 ha (20.7 ha)	当初決定 平成 10.12.25
13	西宮名塩さくら台地区地区計画	約 50.2 ha (47.4 ha)	当初決定 平成 10.12.25 最終変更 平成 16. 7. 1
14	若江・神園地区地区計画	約 22.2 ha (22.2 ha)	当初決定 平成 11.12.10
15	甲子園三保地区地区計画	約 5.0 ha (5.0 ha)	当初決定 平成 11.12.10
16	夙川駅北東地区地区計画	約 13.6 ha (13.6 ha)	当初決定 平成 11.12.10
17	夙川霞・松園地区地区計画	約 17.9 ha (17.9 ha)	当初決定 平成 12. 8.18 最終変更 平成 18. 3.10
18	甲子園一番地区地区計画	約 9.3 ha (9.3 ha)	当初決定 平成 12. 9.11 最終変更 平成 18. 3.10

	名称	面積	決定(変更)年月日
19	甲子園口地区地区計画	約 86.5 ha (86.5 ha)	当初決定 平成 13. 1.15 最終変更 平成 24. 3.30
20	甲子園浜田地区地区計画	約 16.0 ha (16.0 ha)	当初決定 平成 14. 2.12
21	甲子園洲鳥地区地区計画	約 7.9 ha (7.9 ha)	当初決定 平成 14. 3.20
22	甲子園二・三番地区地区計画	約 15.4 ha (15.4 ha)	当初決定 平成 14.11. 1 最終変更 平成 18. 3.10
23	甲陽園目神山地区地区計画	約 43.8 ha (43.8 ha)	当初決定 平成 15. 4. 1
24	里中地区地区計画	約 15.4 ha (15.4 ha)	当初決定 平成 15. 6.27
25	浜甲子園団地地区計画	約 36.6 ha (25.0 ha)	当初決定 平成 15. 6.27 最終変更 平成 28. 1.22
26	上鳴尾地区地区計画	約 14.9 ha (14.9 ha)	当初決定 平成 15. 9.16
27	甲子園五番・花園地区地区計画	約 16.5 ha (16.5 ha)	当初決定 平成 15. 9.16 最終変更 平成 18. 3.10
28	甲子園浦風地区地区計画	約 14.4 ha (14.4 ha)	当初決定 平成 17. 5.31
29	浜甲子園地区地区計画	約 22.8 ha (22.8 ha)	当初決定 平成 17.11.30
30	鷲林寺南地区地区計画	約 26.8 ha (22.3 ha)	当初決定 平成 18. 3.24
	小 計	約 1,074.1 ha (853.7 ha)	

2 再開発等促進区(旧再開発地区計画)

再開発等促進区は、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の増進とを図るため、一体的かつ総合的な市街地の再開発又は開発整備を実施すべき区域です。

	名称	面積 (地区整備計画策定済面積)	決定(変更)年月日
1	西宮北口駅南地区再開発地区計画	約 9.2 ha (9.2 ha)	当初決定 平成 6.11. 4 最終変更 平成 20. 1.10
2	西宮北口駅南東地区地区計画	約 9.5 ha (9.5 ha)	当初決定 平成 19. 3. 1
3	津門大塚地区地区計画	約 10.1 ha (10.1 ha)	当初決定 平成 27. 11. 27
	小 計	約 28.8 ha (28.8 ha)	
	合 計	約 1,102.9 ha (882.5 ha)	

西宮市の地区計画一覧

平成27年11月27日現在

地区計画の区域内で建築行為等を行う場合は、事前に市長に届け出ることが義務付けられています。



西宮まちづくりワークショップ参加者

①班		②班		③班	
飯盛 秀穂	徳岡 潤	桐谷 敏弘	前田 正樹	後藤 祐介	中井 實
石川 鴻二	馬場 正哲	國本 知里	村岡 宙	近藤 但	原口 勉
岩崎 保孝	原口 清子	小寺 靖子	森下 真	嶋田 紗奈枝	藤田 恵子
木村 恵子	水越 美登利	近藤 香久子	山田 勝弘	鈴木 秀彦	細見 昂生
柴田 隆	宮越 英世	西馬 元美	米原 正純	田中 賢治	松永 千香
④班		⑤班		⑥班	
大内 晴	古谷 厚子	青田 宙丈	田野 恭子	梶川 千佳	玉井 隆
坂本 茂樹	前田 豊	有田 昌洋	鳥本 泰造	片山 松造	永井 智子
佐藤 稔	正井 陽子	井上 務	西岡 規雄	北中 清史	山田 韶秀
城島 愛子	八木 憲治	今廣 民子	橋本 昭明	鈴森 素子	山本 洋之
中田 壮吉	綿谷 克己	田中 紀久子	松本 康宏	瀬川 義章	

西宮市都市計画マスタープラン策定委員会 委員

大内 晴	市民委員	松本 清一郎	関西学院大学客員研究員
瀬川 義章	市民委員	松本 康宏	市民委員
田中 賢治	市民委員	水越 美登利	市民委員
久 隆浩	近畿大学教授(委員長)	三宅 正弘	武庫川女子大学准教授
藤本 英子	京都市立芸術大学准教授	室崎 千重	兵庫県立福祉のまちづくり研究所特別研究員
松村 暢彦	大阪大学准教授(副委員長)	森下 真	市民委員(副委員長)

西宮市都市計画審議会 委員

岩崎 義一	大阪工業大学 教授(工学部)	辰馬 章夫	西宮商工会議所(会長)
岡 絵理子	関西大学 准教授(環境都市工学部)	田中 正剛	西宮市議会議員
尾崎 幸忠	兵庫県阪神南県民局西宮土木事務所長	田中 みさ子	大阪産業大学 准教授(人間環境学部)
角野 幸博	関西学院大学 教授(総合政策学部)	中尾 孝夫	西宮市議会議員
角松 生史	神戸大学 教授(大学院法学研究科)	中村 武人	西宮市議会議員(副会長)
黒田 智子	武庫川女子大学 教授(生活環境学部)	野口 照之	西宮市農業委員会
小林 昌三	兵庫県宅地建物取引業協会	花岡 ゆたか	西宮市議会議員
阪口 政義	公募市民	藤田 邦子	西宮コミュニティ協会
柴原 祐子	公募市民	まつお 正秀	西宮市議会議員
白井 啓一	西宮市議会議員		

写真提供

田中 賢治

松本 清一郎

(敬称略 五十音順 肩書きは平成23年3月25日現在)

平成23年3月25日

西宮市長 河野 昌弘 様

西宮市都市計画審議会
会長 駒馬 章夫

西宮市の都市計画に関する基本的な方針について

平成23年3月25日付、西郡計発第11号で諮問のあった「西宮市の都市計画に関する基本的な方針（以下、「基本方針」）」については、審議の結果、下記のことを要望し、平成23年3月25日に提出された案を了とします。

記

1. まちづくりの推進について
本基本方針は、策定に参画した多くの市民の意見が反映されており評価できる。
地域住民の主体的な取り組みに期待するとともに、ハードの整備にとどまらない総合的なまちづくりの方針を提示しており、これからのまちづくりのあり方を考える上で評価できる。
本基本方針のビジョンが実現されるよう、まちづくりを積極的に進められたい。
2. 各種施策等の規範としての役割について
行政の施策・事業や地区でのまちづくりが、本基本方針に基づいているかどうか判断する評価軸の提供に努められたい。
3. 市全体のまちづくりを統合する役割について
行政の各部署で行われる施策・事業や各地区で策定される地区まちづくり計画が相互に整合し、西宮市全体として調和したまちづくりとなるよう、市全体を統合する視点の提供に努められたい。
4. 地区まちづくりに向けた取り組みについて
地区まちづくりを進める際に、既存の地域団体や組織に更なる負荷を加えることがないよう、配慮されたい。
それぞれの地区でまちづくりが進められるよう、地区の範囲設定や策定期間に柔軟性を持たせるとともに、持続的、自律的な地区まちづくりの体制づくりや行政の支援体制づくりにも努められたい。
地域のまちづくりを担うとともに、西宮市全体の中でバランスの取れた地域づくりが考えられる人材の育成に努められたい。
5. 用語の統一や誤字等の精査について
漢字とひらがなの表記混在や、誤字等が見受けられるので、再度精査されたい。

平成 27 年 3 月 26 日

西宮市長 今村 岳司 様

都市計画マスタープラン見直し必要性検討委員会
委員長 久 隆浩

西宮市の都市計画に関する基本的な方針に係る見直しの必要性について

市より提示された見直し事項（別紙 1）について審議を行った結果、より円滑な計画行政運営のための見直しは必要であると判断する。なお、今後は、下記の点に留意し見直しを図ること

記

1. 全体構想の追加について

全体構想の作成に当たっては、既存の計画の寄せ集めではなく、暮らしやまちの現状を十分把握した上で、関連計画との連携を図りながら進められたい。

2. 成果把握の見直しについて

定性的なアウトカム評価についてはどのように評価すべきかむずかしい面もある。よって、成果把握の方法など運用面の見直しも含め、十分精査されたい。

3. 地区まちづくりの取組みについて

地区まちづくりの促進のためには、まちづくりメニューの充実だけでなく、活動への啓発、制度の周知なども検討されたい。また、暮らしの視点から都市の質を高めていくためには、都市計画分野のみならず、福祉や環境など、生活に根ざしたより身近な視点からの総合的なコミュニティ支援を行っていくことを検討されたい。

以 上

西宮市の都市計画に関する基本的な方針 (計画期間:平成23年から概ね10年間)の見直し事項について

3年間の運用から明らかになった課題を解決するため、必要となる下記の事項について見直しを検討する。

1. 主たる見直し検討事項

(1) 市の都市計画行政の基本方針を記載した全体構想の追加

都市計画決定手続きや市民への具体的な情報提供など、より円滑な行政運営を図るために、都市構造及び都市空間整備並びに土地利用等に関する具体的な方針を記載した全体構想を追加記載したい。

また、全体構想の追加との整合を図るための若干の記載修正を行いたい。

2. 現都市計画マスタープランの実効性を高めるための部分的な見直し

(1) 成果把握と都市計画マスタープラン見直しのしくみ

現状では、施策の実施状況と将来像に対する実感の関係性から評価を行うことができていないため、上記全体構想の追加と合わせて、より効率的な評価方法の構築など、成果把握方法の運用面の改善を行い、必要に応じて都市計画マスタープランの関連ページの記載を修正することとしたい。

また、成果把握の頻度についても、現行の1年ごとの実施では、成果が実感しにくく負担も大きいことから、効果的かつ効率的な頻度として、見直し必要性検討と合わせ3年ごとの実施とすることとしたい。

(2) 地区まちづくりのしくみの補強

3年間の運用の中で、市内の地域団体へ取組みの呼びかけは行ったものの、地区まちづくりに着手した地区はほとんどなかった。地域の発意を醸成するためにも、今回の見直しで、「地区まちづくり計画」の構成要素に、公共空間等における「ものづくり」やこれに付随する「地域活動」を加えるなど、将来像実現に向けた取り組みへの実効性が感じられるしくみの補強を検討したい。

用語集

【あ行】

新しい公共（あたらしいこうきょう）

行政だけでなく、市民、NPO、企業などが積極的に公共的な財・サービスの提供主体となり、身近な分野において、共助の精神で活動すること。

生垣助成（いけがきじょせい）

緑豊かな潤いあるまちづくりを推進するため、住宅専用敷地内に「生垣の設置」「樹木の設置」「壁面・屋上の緑化」をする場合、その費用の一部を助成する制度のこと。

インフラ

インフラストラクチャーの略。都市活動を支える骨格となる施設の総称。

【か行】

開発許可制度（かいはつきょかせいど）

市街化調整区域の市街化を抑制し、市街化区域の良好な水準の市街地を形成していくため、開発行為や建築行為をコントロールする都市計画上の制度。

区域区分（くいきくぶん）

都市計画区域内における市街化区域と市街化調整区域との区分のこと。

景観計画（けいかんけいかく）

景観法に基づく施策を進めるために定める法定計画。定める事項は、対象となる区域（景観計画区域）区域内での景観形成に関する方針、行為の制限、景観重要建造物等の指定の方針など。

建築協定（けんちくきょうてい）

区域内の環境や利便性の維持、向上を図るため、建築基準法及び条例に基づき、建築物の敷地、位置、構造、用途、形態等について、区域内の土地所有者等の合意により結ばれた協定のこと。

【さ行】

市街化区域、市街化調整区域

（しがいかくいき、しがいかちょうせいいき）

市街化区域は、都市の発展動向を考え合わせて市街地として積極的に整備する区域であり、市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域のことで、都市計画に定められるもの。

自然共生型社会（しぜんきょうせいがたしゃかい）

自然の恵み、恩恵を享受しながら、次代に継承していくことを目指した社会。

生産緑地制度（せいさんりょくちせいど）

市街化区域内にある農地等有する一定の営農活動が担保された緑地機能に着目し、防災、都市環境の保全などに役立つ農地等を計画的に保全して、良好な都市環境の形成を図る都市計画の制度。

成熟社会（せいじゅくしゃかい）

量的拡大を追求する経済成長が終息に向かう中で、精神的豊かさや生活の質の向上を重視する社会。

生物多様性（せいぶつたようせい）

多種多様な生き物と、それらがつながってバランスが保たれている生態系、さらに生物が過去から未来へと伝える遺伝子の個性までを含めた生命の豊かさのこと。

総合計画（そうごうけいかく）

長期的な将来展望に基づき、市政運営を総合的・計画的に進めるための根幹となる計画で、行政の各分野における計画や事業展開の指針になるとともに、市民と行政の共通の将来目標となるもの。

【た行】

地域資源（ちいきしげん）

地域に生まれ、育ち、暮らす人々が自らの地域に対して抱く誇りや愛着の基礎となる、大切にしたいコト（歴史、伝統、文化、産業、芸術など触れることができないもの）や大切にしたいモノ（文化財、名産品、まちなみなど触れることができるもの）の総称。

地域地区（ちいきちく）

都市計画区域内の土地をその利用目的によって区分し、建築物などについての必要な制限を課することにより、土地の合理的な利用を図るために設定される、用途地域等の土地利用ゾーニングのこと。

地区計画（ちくけいかく）

地区単位として、道路・公園等の配置や建築物の形態や用途、高さの制限などについて、地区の特性に応じてきめ細かく定め、良好なまちづくりを進める計画。

中核市（ちゅうかくし）

人口が30万人以上の比較的大きな都市の事務権限を強化し、できる限り住民の身近なところで行政を行うことができるようになるため、地方分権のひとつの方策として設けられた制度。

低炭素・循環型社会（ていたんそ・じゅんかんがたしゃかい）
CO₂ 排出量の削減や再利用・再資源化により、新たな資源の投入を少なくすることで環境にやさしい仕組みの実現を目指す社会。

特別用途地区（とくべつようちく）

都市計画法に基づく地域地区の一種。用途地域を補完するもので、特別の目的から特定の用途の利便増進又は環境の保護等を図るために定められる。

都市計画区域（としけいかくいき）

都市計画法その他の関係法令の適用を受けるべき土地の区域。具体的には、中心市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通量などを勘案し、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域。

都市計画法（としけいかくほう）

都市計画の実施を図るための法律。都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、(1) 都市計画の内容及びその決定手続き、(2) 都市計画制限、(3) 都市計画事業、(4) その他都市計画に関して必要な事項を定めている。

都市景観形成建築物（としけいかんけいせいけんちくぶつ）

都市景観の形成を図る上で重要な価値があると認める建築物又は工作物を指定、保全し、地域景観の核とするもの。指定建築物に対する助成制度もある。

【は行】

バリアフリー

障害を持つ人や高齢者の生活に不便な障害を取り除こうという考え方。道や床の段差をなくしたり、階段の代わりに緩やかな坂道を作ったり、電卓や電話のボタンなどに触ればわかる印をつけたりするのがその例。

阪神間モダニズム（はんしんかんもだにずむ）

1900年代の前半、阪神間を中心とした地域で育まれた近代的な芸術、文化、生活様式などを指す。

ヒートアイランド

都市部では、エネルギーの大量消費や、地表面の多くがアスファルト・コンクリートで覆われていることから、郊外と比べて気温が高くなり、「島」のような等温線を描くことから呼ばれる現象。

ファシリテーター、コーディネーター

中立的な立場で会議の進行を促し、異なる参加者の意見について合意形成を図りながら、会議の目的に沿ったプロセスを作り上げていく役割を果たす人。会議の水先案内人のイメージ。

【ま行】

まちづくり協議会（まちづくりきょうぎかい）

より良い地域づくりの実現を目指して、自分たちが暮らす地域にどのような課題があるかを地域住民自らが検討し、地域が一体となって課題解決に向けて、地域のまちづくり計画の作成やその具体的な活動を実践するための組織。

まちづくり条例（まちづくりじょうれい）

良好な住環境の形成及び保全並びに安全で快適な都市環境を備えた市街地の形成を図るため、開発事業の施行に伴う公共施設等の整備その他必要な事項を定めたもの。

【や行】

ユニバーサルデザイン

ユニバーサルデザインは、設計段階からすべての人が共通して利用できるようにデザインする考え方。

用途地域（ようちいき）

秩序ある土地利用を誘導するため、住居、商業、工業等、市街地の大枠として土地利用を定めるため、建物用途を制限するもの。

【ら行】

緑地協定（りょくちきょうてい）

都市緑地法により、都市計画区域内の一定規模の一団の土地所有者全員の合意により、市町村長の認可を受けて締結される緑地の保全、緑化の推進に関する協定のこと。

【わ行】

ワークショップ

何かを作り出す作業のための集まり（ワーキングセッション）の意。みんなで知恵を集めて、これからのまちづくりを考えていくための手法のひとつ。